

CATV 事業の存立基盤

山 田 晴 通

目 次

- I. 機能面から見た CATV
 - 1. 諸機能を捉える視点
 - 2. 基本的機能
 - 3. 機能による施設の種類
- II. わが国における CATV 事業の展開
 - 1. 時代区分の節目
 - 2. 前史段階 (1953~1968)
 - 3. 導入段階 (1968~1983)
 - 4. 成長段階 (1983~)
- III. ネットワーク時代直前の「都市型」CATV 自主放送
 - 1. 「都市型」CATV の意義
 - 2. 自主放送複数化の実態と展望
- IV. わが国における CATV の存立基盤
 - 1. 存立基盤を考える基本的視角
 - 2. 投資の主体と目的
 - 3. 利用者／地域社会の支持
 - 4. CATV の存立基盤にみる地域差
 - 5. まとめ——存立基盤の構造

I. 機能面から見た CATV

1. 諸機能を捉える視点

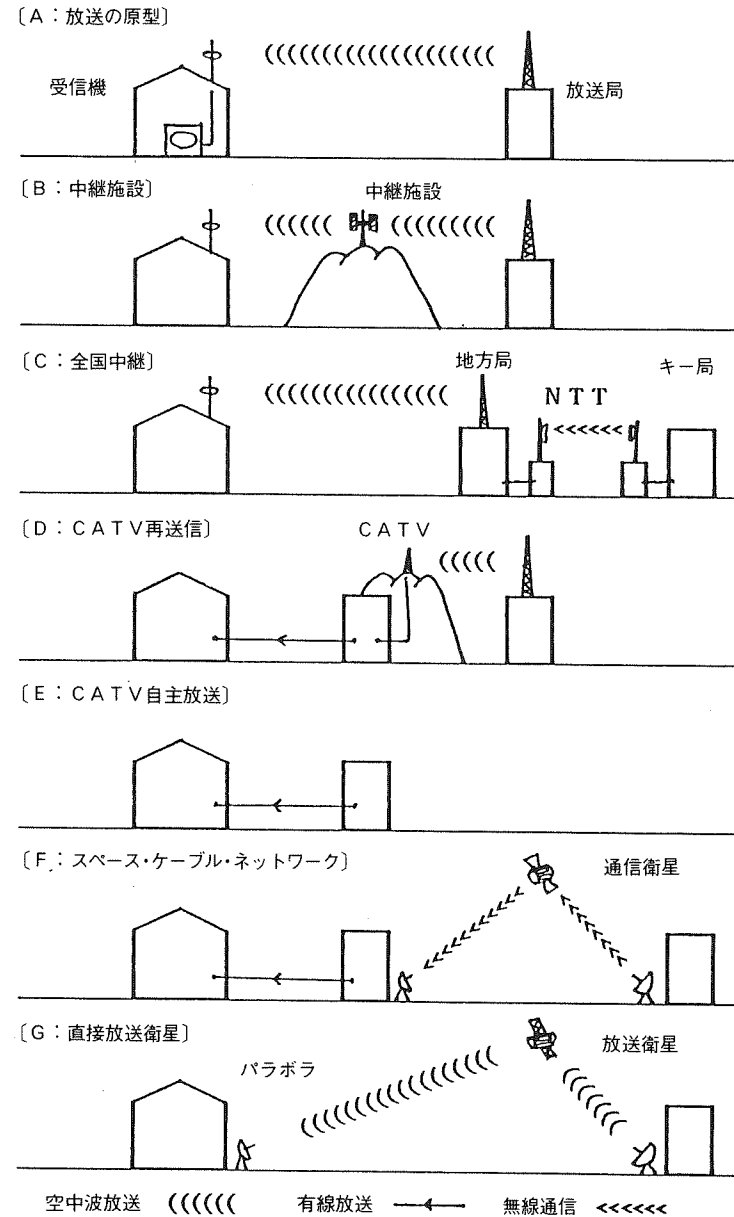
a. 「CATV」概念の変化

今日では、「CATV」は「Cable Television」の略称であると説明されることが多い。しかし、本来「CATV」は、1940年代のアメリカで、山間僻地の難視聴対策として、受信状態の良い場所に設置された共同のアンテナから有線で各戸に信号を分配するシステム（共聴施設¹⁾）を意味する「Common (or Community) Antenna Television」すなわち「共同（集合）アンテナ・テレビ」の略称として成立した言葉であった²⁾。簡単に表現すれば、単一のアンテナから有線によって複数の端末機＝テレビ受像機に映像・音声信号を分配する、というのが共聴施設としての CATV の最も素朴な姿である。通常、多数の端末機に信号を送るためには何らかの増幅機が必要なこともあって、こうした受信形態は「空中波の再送信」と呼ばれている。（図1、D）

もっとも、普通の世帯で何台かのテレビを一つのアンテナにつないでも CATV とはいわないように、同一の世帯や事業所の内部だけのシステムは、通常 CATV の中には入れない³⁾。つまり、CATV 施設は、特定の局地的な地域内とはいえ、多数の世帯や事業所などが参加するシステムであり、当然ある程度の公共性をもつことになる。また、空中波放送と違ってケーブルを物理的に敷設しなければならない CATV は、電柱共架や道路占有など、(主に)ケーブルの敷設を巡って、様々な官庁・権利者などと交渉していくことになるが、こうした問題も共聴施設の段階から CATV にはつきものであった。

「アンテナ」という表現を含んでいた CATV が、アンテナを共有するシステムというイメージから離れ、「ケーブル・テレビジョン」として認知されるようになったのは、空中波の再送信に加えて、独自の放送サービスが始まるようになってからであった。こうしたサービス(の可能性)が論じられるようになった

図1 テレビ放送/CATV放送の概念図



のは、CATV に利用されるケーブルの性能が向上し、同時に30以上の多チャンネルを送れる同軸ケーブルが一般化した結果であり、アメリカでは1960年代後半以降、再送信以外の自主放送が急速に普及した。(E)

さらに、1970年代後半以降には、アメリカやヨーロッパ諸国で通信衛星を介して各地のCATV システムにチャンネルを供給するチャンネル・サプライヤー(チャンネル供給事業者)が登場し、CATV の多チャンネル化が進行した。わが国にはまだこうした形態の事業は出現していないが、郵政省は1989年度以降の通信衛星打ち上げを前提とした「スペース・ケーブル・ネットワーク」構想⁴⁾を発表しており、将来にはこの方面でも欧米並の多チャンネル化が実現しそうである。(F)

いずれにせよ、今日欧米でCATV といえば、再送信機能に加えて、地元向けの自主放送チャンネルや空中波テレビでは見られないチャンネルなどで多チャンネル化を実現したテレビのことである。わが国でも欧米の水準には届かないものの、普通のテレビで見られない番組を見ることのできるテレビとしてCATV を認知する向きは増えつつある。

さらに、今後のCATV は、こうした放送系の機能以外にも、双方向通信機能などを活用した各種サービス(自動検診・在宅診療など)が一定の役割を果たすようになるかと論じる向きもあるが、実際にはそうした非放送系サービスは、あくまでも副次的なものと考えられる⁵⁾。

b. インターフェイス論的分類

このように多様なCATV の機能を整理する方法はいろいろとあろうが、ここでは、まず端末におけるインターフェイスに注目する。施設としてのCATV は、画像の伝送に耐える大容量のケーブルを中心に、そこへ信号を送り込む装置と、そこから信号を端末に送り出す装置から成り立っている。CATV の諸機能は、このシステムに流れ込む信号の性格やその発信源の所在などの多様性によって発生するものとして整理することができる。

CATV に一般的なインターフェイスの形態としては、

- ①映像と音声(テレビに準じる)
- ②音声(ラジオ・電話に準じる)
- ③その他・データなど(電話に準じるが、大容量が可能)

がある。前二者は「放送系サービス」と呼ばれCATV の主要な機能となっており、特に①はCATV 機能の根幹をなしている。③は「非放送系サービス」と称され、将来の可能性としては様々な機能が論じられている。しかし、現状ではファックス放送や観測データの自動測定、さらには一般加入世帯を対象に双方向機能を付加した上での自動検針の実験などが行われているものの、当分の間は副次的な機能としての位置にとどまりそうである。また、②についてはFM 放送の再送信やBGM などの有線放送機能などがあるが、①についての整理を一部応用して当てはめればよいので、本稿では①に限ってCATV の機能を整理する。

①は大別すると、空中波のテレビ放送として放送されている信号を受信して(増幅・変調はするにせよ)それをそのままシステムに流す「再送信」と、それ以外の信号をシステムに流す(広義の)「自主放送」の2つに分類される。共聴施設は「再送信」機能だけをもったCATV であり、自主放送局は「再送信」と「自主放送」の両方の機能を備えたCATV である。「自主放送」機能だけで「再送信」機能をもたないCATV は特殊な形態であるといえよう。

2. 基本的機能

a. 再送信

再送信とは、アンテナを立てて空中波テレビ放送を受信し、必要な増幅・変調などの処置を加え、内容は加工せずにシステムに投入することをいう。特に「部分的再送信」とは再送信を行う時間帯が限られていることを意味し、かつてケーブルの容量が小さく、再送信用にチャンネルを十分確保できなかった段

階で行われたことがあった⁹⁾。また、「異時再送信」というのは空中波放送を録画して別の時間帯に送信することをいうが、これは権利関係の調整においては通常の再送信とは別扱いになるため、実際にはあまり行われていない⁷⁾。ここでいう空中波テレビ放送には通常の VHF・UHF 波の放送に加えて、直接放送衛星 (DBS : Direct Broadcasting Satellite) の放送も含まれるが、まずは VHF・UHF 波を念頭において、再送信機能の性質を整理してみたい。

再送信は、制度上「域内再送信」と「域外再送信」に分類される。これは、CATV によって再送信を受ける地域 (すなわち CATV のサービスエリア) が、再送信される放送局の「放送区域」内にあるか、その外にあるのか、を問題にした区別である。空中波放送は放送免許に「放送区域」が明記され (電波法、第 6 条第 2 項)、その区域内においてはあまねく受信が可能となるようサテライト局の設置などに努めなければならない、逆に区域外へはみだりに放送が出ていかなないようにするよう、郵政省から指導されている。しかし、地形条件や出力などの関係から、免許に定められた「放送区域」と、実際に視聴が可能な地域には、ズレが生じてくることになる⁹⁾。「放送区域」の外にも、その放送を視聴できる受信点が、当然存在するわけである。

さて、ある放送局の「放送区域」内にある CATV がその放送を再送信すれば、それは「域内再送信」ということになる。その CATV のサービスエリアが、空中波放送の受信状態の悪い「難視聴」の地域であれば、受信状態の良好な地点に共同アンテナを立てて「域内再送信」を行うことにも意義がある⁹⁾。しかし、普通のアンテナを立てても視聴できる放送を再送信してもあまり積極的な意義は認めにくい¹⁰⁾。

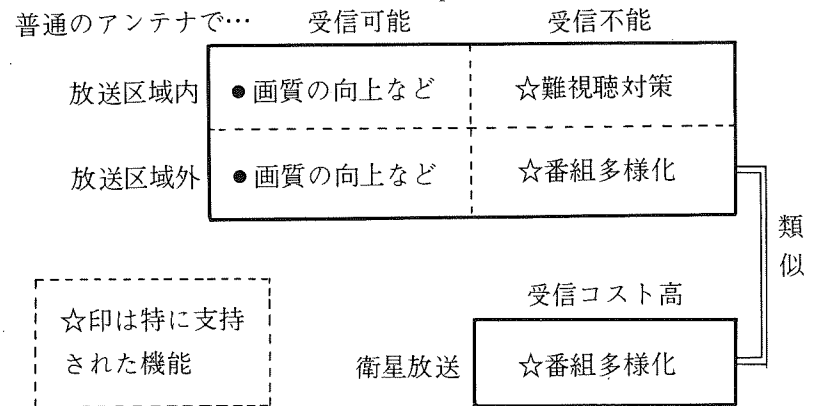
一方、長野県・山梨県・伊豆半島などでは、東京の民放各局の「放送区域」外にありながら、山の尾根などにアンテナを立てると東京波が十分に良好な画質で受信できる状況にあったため、「番組多様化/モア・チャンネル」¹¹⁾を目的として「域外再送信」を行う CATV が早くから発達してきた。特に、民放 2 局という状況にある山梨県や、1980 年にやっと 3 局化した長野県では、民放の多

様化を求める声も強く、民放置局が遅れていることを理由に在京民放側の「再送信同意」¹²⁾も得やすかったため、在京民放 5 局を「域外再送信」し、「毎日ナイターが見られる」ことを売りものに加入世帯を伸ばしてきた CATV も多い。こうした地域では、普通のアンテナでは視聴できない東京のテレビを見るためのシステム、として CATV が機能しているわけである¹³⁾。

もっとも、地域によっては山の尾根にアンテナを立てるまでもなく、「放送区域」外にいても普通のアンテナで隣接地域の放送を視聴できることがある。そうした放送の再送信は、制度・統計上は「域外再送信」であっても、実質的には「域内再送信」と変わりはない。従って、再送信には、形式的な「放送区域」の内外と、実質的な (普通のアンテナによる) 受信の可否から、4 つの類型が認められることになる。

これに加えて、やや特殊なものとして、最近 CATV 加入の動機として注目されている衛星放送の再送信がある。衛星放送の「放送区域」は日本全国であり、わが国のどこで再送信しても制度上は「域内再送信」ということになる。しかし、衛星放送の受信には従来のテレビ放送受信アンテナとは比較にならないほど高価なパラボラ・アンテナと専用チューナーからなる受信システムを購入しなければならない。現状では、衛星放送用の受信システムの購入・設置よりも、CATV への加入経費の方が (後年度負担は発生するにせよ) 安く、CATV の

図 2 再送信の諸類型と目的



存在する地域では衛星放送の視聴が目的で CATV に加入する世帯が増えている。従って、衛星放送の再送信は、制度上は「域内再送信」だが、性格の上では「番組多様化」を事実上の目的としている点で、「域外再送信」に共通するところが大きいといえるであろう。(図2)

b. 自主放送

広義にとった場合、「自主放送」とは「放送系サービス」から「再送信」を除いた残余をすべて指すことになる。そこで、CATV システムに投入される入口の部分まで信号(映像—音声)をもってくる媒体に注目すると、

①実演(生放送¹⁴⁾)

②パッケージ系メディア(主にビデオ・テープ)

③通信メディア

の3種類が認められ、この分類に沿って自主放送を整理できる¹⁵⁾。このうち、①の中身は当然その CATV 局で自主制作されるものであり、③はどこか(通常は東京)で制作されたものを購入するものである。これに対して②には、

A. 自主制作されたもの と、

B. 番組供給事業者などから購入する(提供される)もの

とがある。「自主制作番組」といい、狭義で「自主放送」というのは、①と②Aから構成された番組、ないしチャンネルのことである¹⁶⁾。

1960年代に各地に出現した初期の CATV 自主放送は、ビデオ・テープが普及していなかったこともあって、ほとんどが自主制作・生放送で展開した。このため放送時間は限られており、一日せいぜい1～2時間以内というのが普通であった。現在では、ビデオの普及と共に生放送の比率は低くなってきたが、熱心な局でも自主制作番組は(再放送は別として)やはり1日1～2時間以内が普通である。

自主制作の限界は、主に人員の不足に起因する。CATV 局が自主制作に割ける人員は、一部の局を除いて、せいぜい多くても5人以内であり、実質的に自

主制作できる時間数は、スポーツ・イベントの中継のように一旦始まってしまえば、ほとんど無編集に近い形で放送できる番組などは別として、外部を取材して映像を取ってきて編集するとなれば一日せいぜい1時間がいいところであろう。スタジオ内でのトーク番組などは、より容易に制作できるが、番組の魅力は薄れがちになる。

また、後述する「都市型」の各局をはじめ、自社社屋を所有する有力な CATV には、地方民放並のスタジオや調整室などを備えた局もあるが、かなりの大規模局でも、一般の事務所ビルにスタジオがあって天井が極端に低い、といった施設面の制約がよくある¹⁷⁾。一部の局では地元のショッピング・センターなどと連携して「サテライト・スタジオ」を置いてスタジオの不備を補い、制作体制に幅をもたせている¹⁸⁾。

取材力という視点から考えると、少なくとも一般論としては、ENGカメラが空中波テレビの取材力を飛躍的に向上させたように、各種ビデオ・カメラの普及によって、CATV の取材の機動力は1980年代に入ってから急速に向上した¹⁹⁾。この結果、スタジオから出た町の映像が自主制作に盛り込まれやすくなった。しかし、決定的な人員不足から、CATV 自主制作番組として「ニュース」を維持することは、現在でもきわめて困難である。比較的積極的に「ニュース」に取り組んでいる局では、地元新聞社と提携して情報の提供を受けているが²⁰⁾、実際に映像を取ってこれるのは、事前に予定された行事ものに限られてしまうことが多いため、CATV のニュースはどうしても行政の「おしらせ」なり民間の「パブリシティ」色が強くなってしまう²¹⁾。

自主制作番組は、少しでも視聴者に見てもらうため、「子供を撮る」、「一人でも多く撮る」といったモットーの下に制作される。高尚な、質の高い番組よりも、自分や自分の子供・家族が映ったテレビを視聴者は支持するからである。学校や地域の運動会のようなイベントの中継や、保育園めぐりのような企画は、こうした発想が最も露になった形態であるといえよう²²⁾。

一方、中央から CATV に配給されるソフトウェア、すなわち②Bの中身に

は、(空中波) テレビ放送用に制作された番組と、市販用ビデオ・ソフト、さらには最初から CATV 放送用に制作された番組などがある。テレビ放送用番組の主体となるのは、放映権料の安い、かつて人気のあったアニメ作品の旧作などである。しかし、番組ネットワーク関係で、CATV 所在地の地方民放が放送しておらず、域外再送信でも視聴できないような中央の人気番組がある場合には、テレビ放送用の新作番組が CATV に登場することもある²³⁾。また、洋画などについては、テレビ放送用に日本語に吹替えられたもの以外にも、市販用ビデオ・ソフトに準じた字幕入りのもの²⁴⁾が放送される場合がある。

また、最初から CATV 放送用に制作された番組は、番組供給事業者(「サプライヤー(supplier)」)と通称される)が配給元となり、わが国の場合、通常はビデオ・テープで各地の CATV に配給される。しかし、実際のところわが国の CATV 向け番組供給事業は、まだまだ発達しておらず、提供される番組のバリエーショ

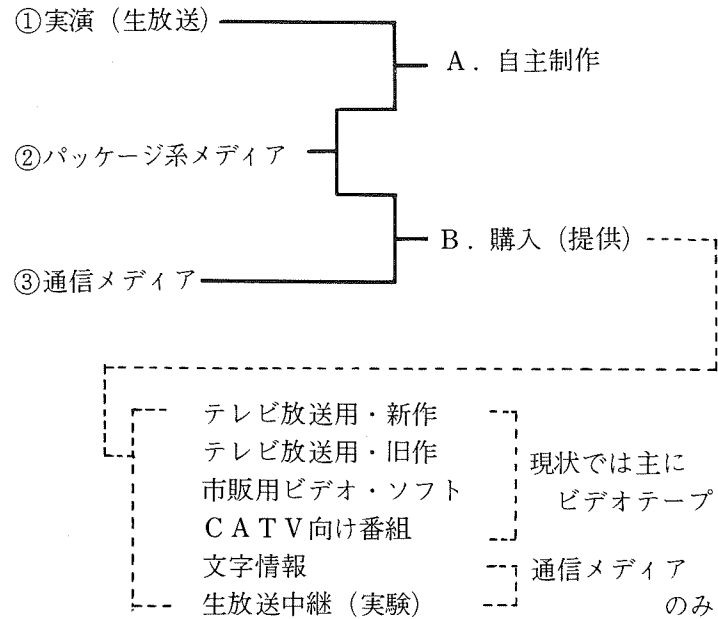


図3 自主放送の内容

ンもいま一つという印象は拭いきれない。しかし、番組供給事業には様々な業種から参入の動きがあり、急速な発展が見込まれている²⁵⁾。

CATV はこうした素材を使って自主放送のチャンネルを編成する。チャンネル編成にもいくつか方法があり、特定の「サプライヤー」からの素材でチャンネルを構成することもあれば、いくつもの「サプライヤー」から集めた番組でチャンネルを構成することもある。ただし、ペイ・チャンネルはその性格から当然特定の「サプライヤー」ごとに独立したチャンネルが割り当てられることになる²⁶⁾。最も一般的なのは、自主制作した①や②Aと混成の編成にしてチャンネルを構成する方法である。農村型 CATV などでは「サプライヤー」からの定期的な番組購入はほとんどせず、自主制作番組だけの短時間の自主放送を行い、あとは放送休止か独自の文字情報/おしらせ²⁷⁾といったところが多いが、地方都市の CATV などでは、混成の編成を一日数回繰り返し(リピート)放送することで長時間の自主放送を維持しているところが多い。

わが国では、番組配給のメディアは現在のところビデオ・テープが主であるが、欧米(特にアメリカ)では通信衛星を介してソフトを供給する「サプライヤー」が多く、これは③の例であるといえよう。こうした段階になると CATV は、入ってくる個別の番組を放送するのではなく、チャンネルごと送出を続けるようになり、空中波の再送信と同じような状況になる²⁸⁾。チャンネルごと供給する立場になった番組供給事業者は「チャンネル・サプライヤー(チャンネル供給事業者)」と呼ばれ、各地にネットワークを張り、中には空中波ネットワークに匹敵する力をもつ者もある。前述のように、わが国でも郵政省が「スペース・ケーブル・ネットワーク」という名の下に、通信衛星と CATV システムとを組み合わせたネットワークの構想をもっている。(図1、F)

現状においてわが国でも一般的に広がっている通信メディアを介した自主放送、すなわち③の例としては、ニュースや天気予報などの「文字情報」がある。これは、電話線を介して送られてきたデータからパソコンによって映像をつくり、それをテレビ放送の信号に直して送出するものである。こうした文字情報

サービスは国際通信社が1970年代から取り組んでいたが、わが国では1980年代に入ってから一般的なサービスとなり、日本語によるサービスも登場した²⁹⁾。

文字情報は、比較的手軽に自主放送チャンネル数を増やす方策であり、多チャンネルを指向するいわゆる「都市型」CATV では積極的に独立したチャンネルとして導入される傾向が強い。また、最近では長野県のCATV に文字情報ニュースの提供をはじめた信濃毎日新聞社のように、地方発信の「文字情報サプライヤー」も登場している³⁰⁾。

なお、③については、NTT の画像伝送サービスを利用した即時放送の実験が、実験衛星実用化後をにらみながら、様々な形で試みられている。特に注目されるのは、日本中央競馬会 (JRA) が、LCV や札幌ケーブルテレビ (SCAT) はじめいくつかのCATV や、サプライヤーである日本映像ネットワーク (JVSN) と組んで進めている競馬専門放送である。各地の競馬場で開催される競馬の実況を、JRA がNTT 回線で東京・後楽園の映像伝送センターに集約し、再びNTT 回線で各地のCATV に送出する実験が1987年7月から始まっている。LCV では500ほどのモニター世帯にスクランブル放送の実験を兼ねて「競馬放送」チャンネルが供給されており、SCAT では基本サービスの自主放送の一部にJRA の提供する競馬放送を組み込んでいる。こうした試みは実況中継＝リアルタイム・ネットワークの構築を目指すものであり、同種の試みは各地で行われている³¹⁾。

このように自主放送と一口にいても、番組の具体的な内容や性格はいろいろである(図3)。前述のように、長時間の自主放送を続けているCATV の大部分は、混成を前提とした編成をしている。一例としてテレビ松本の番組表を分析すると、自主放送チャンネルが多様な性格の番組から編成され、リピートされながら長時間の自主放送を維持していることが読み取れよう。(図4)

図4 テレビ松本のプログラム例(1988.12.10)

1 テレビ松本

6.00	読売文字ニュース
8.30	今日のお買い得情報
9.00	㊦松本市ピン抜き
25	井上ショッピングN
30	今日のお買い得情報
10.00	今週の話題・松本市
	12月定例市議会
25	井上ショッピングN
30	㊦松本市ピン抜き
11.00	新車情報◇ジャスコ
0.00	週間ND◇ジャスコ
30	今週の話題◇井上
1.00	新車情報◇ジャスコ
2.00	気ままに60分! (再)
3.00	魅惑のレビュー
	出演/平山みき
	大信田礼子
5.00	新車情報◇ジャスコ
6.00	㊦松本市ピン抜き
30	気ままに60分!
7.30	週間ND◇ジャスコ
45	ジャスコナウタイム
8.00	今週の話題◇井上
30	㊦松本市ピン抜き
9.00	新車情報◇ジャスコ
10.00	㊦松本市ピン抜き
30	読売文字ニュース

◎文字ニュースは

読売 (SUMMIT)

信毎 (S-Vision) 併用

◎市議会は録画

◎「新車情報'88」は

テレビ神奈川・制作

◎「魅惑のレビュー」は

JCN (電通)・配給

特記のない番組は、自主制作。(再)は別の日に放送した番組の再放送。ニュースは午前中は前日分の再放送。

3. 機能による施設の種類

ここまでの議論においても「共聴施設」「自主放送局」といった CATV を機能によって分類した用語を用いてきた。こうした機能による分類に CATV の発展経過を加味した表現として比較的広く受け入れられているのが、「第1～3世代」という表現である。「第1世代」は共聴施設、「第2世代」は自主放送局、そして「第3世代」は自主放送の多チャンネル化に加え、双方向通信サービスや非放送系サービスも含め、高度化したサービスを提供するシステムである「都市型 CATV」に相当するものと一応は考えてよい。

「第1世代」といった表現を用いると、このタイプ＝共聴施設がもはや過去の遺物であるかのような印象を与えるが、実際には今日でも CATV の大半はこの「世代」に属している。こうした共聴施設には、純然たる難視聴対策として域内再送信だけをするものと、域外再送信も手掛けるものがあるが、後者は、第2世代への移行を狙っているシステムが一時的にそうした形態をとっていることが多い³²⁾。

共聴施設設置のきっかけとなる難視聴は、地形が原因となるもの他に、高層建築物、送電線・鉄塔、高架鉄道・高速道路、防衛施設（飛行場・通信基地）など人為的な原因で生じることがあり、この場合には原因者が特定できることが多い。そこで、原因者が難視聴地域に対して施設設置の経費を負担して設置するのが「補償施設」である。最近では、地形による難視聴はサテライト局の置局や共聴施設の設置によって大方解消されてきたが、「補償施設」は新たに出現し続けている³³⁾。

CATV が単なる共聴施設である限り、その社会的意義は難視聴対策の一つとしてテレビというメディアの末端にある、という域を出ない。実際、サテライト網の整備に従って姿を消した共聴施設は多い。研究者の間でも「第1世代」への関心は薄く、例えば柳井（1975、p52）は「ただ再送信のみを行っている事業体は、ただ単に空中波を受信する手助をしているにすぎず、新しいメディア

としての意味をそこに見出すことはできない」と述べている。

自主放送をする「第2世代」CATV は、後述するようにわが国では1960年代から登場したが、本格的な普及を見るようになったのは1970年代以降のことであった。自主放送局については、届出施設やチャンネル・リースによるものも含めて、郵政省が毎年度末現在で編集した名鑑があり³⁴⁾、1988年3月末現在の資料は、許可施設123、届出施設73、チャンネル・リース12をリストアップしている(表1)。この値は CATV 全体に占める比率としては決して大きくないが、今日わが国で CATV が論じられる場合に話題となるのは、これら「第2世代」CATV に他ならない。「第2世代」の代表例として紹介されることが多い CATV の中には、長野県・山梨県・伊豆半島の CATV が数多く見られる。「第

表1 地方電監別にみた自主放送局数（1988年3月末現在）

地方電監	許可施設	届出施設	チャンネル・リース
北海道	3	7	
東北	7	1	
関東	38	13	5
信越	15	3	
東海	11	7	3
北陸	4	4	
近畿	15	16	1
中国	8	2	2
四国	9	6	
九州	11	10	1
沖縄	2	4	
全国計	123	73	12

*施設数による、休止中及び許可済み未開局を含む。

2世代」の特徴が自主放送にあるといいながら、こうしたCATVのほとんどが、域外再送信で経営を支えている側面をもった局であることも重要である。

「第1世代」・「第2世代」という表現は「第3世代」の具体像が描かれる前からあり、「第1世代」と「第2世代」の境界は自主放送の有無という比較的明確なものであるが、「第2世代」と「第3世代」の境界については広く認められた明確な定義があるわけではない³⁵⁾。郵政省は、「第3世代」とほぼ同義の概念と考えられる「都市型CATV」の目安として、

- ①加入者(引込)端子数1万以上
- ②自主放送5チャンネル以上
- ③中継増幅機に双方向機能

の3点を示している。1983年以降には、いわゆる「都市型CATV」が許可を得、1987年以降次々と開局したが、これらは上記の3点を満たしたのではなく、将来、計画が完全に実施された段階でそのようになるというだけのことであり、また逆に、既存の地方都市のCATVの中には、いわゆる「都市型CATV」に先んじて、上記の目安のいくつかを達成しているものもあるが、こうしたシステムが「都市型」と呼ばれることはない³⁶⁾。こうしたことから「都市型CATV」という名称には「既存のCATV事業者をはじめ関係者の多くから反論がある。最近では郵政省も積極的に使用しない傾向にあるが、これに代わって決め手となる名は誕生していない」ということになる³⁷⁾。

以下、本稿では、郵政省が「都市型CATV」と喧伝しながら1983年以降許可を与えた各地(特に大都市部)のCATVを、現状におけるサービス機能の水準を問わず「都市型CATV」と呼び、これに対して近い将来登場するであろう上記3条件を満たしたCATVシステムを「第3世代CATV」と称することとする。

II. わが国におけるCATV事業の展開

1. 時代区分の節目

放送事業は電波事業の一形態であり国家による監理統制の対象となるため、放送事業の歴史的展開を追うためには行政側の政策や法制度の変遷を捉えることが近道となる。わが国では、CATV事業も空中波放送に準じて統制の対象とされてきたため、それぞれの時代ごとの放送行政のあり方が事態の展開を左右してきた。このため、CATV事業の展開を歴史的に展望していく場合にも、政策に注目した時代区分が一般的になされてきている³⁸⁾。

わが国のCATV事業の展開過程には、行政のあり方に注目すると、大きな節目が3回あった。最初は、わが国で初めて大都市部(東京・新宿)にCATVを開設した日本ケーブルビジョン(NCV)の登場によって、CATVを巡って法律制定の論議が起き、同時に新たなメディアとしてのCATVの可能性が注目を集め、いわゆる「第1次CATVブーム」が始まった1968年である。この時期を境として、例外的・補助的存在と見られていたCATVも、独自のメディアとして電気通信行政の関心の対象とされるようになった。

次の節目は、有テレ法が成立した1972年である。CATV関係者から規制色が濃いと評される有テレ法の施行と当時の郵政省の姿勢は、一方では法制度が整備されたことを受けてのCATV施設開設ブームを招来し、また様々な実験プロジェクトがスタートする契機となったが、その裏では業務形態などの面でCATV事業者の活動を縛り、事業を開始はしたものの経営が苦境に立たされる事業者が続出した。

もう一つの節目は、いわゆる「ニューメディア・ブーム」＝「第2次CATVブーム」の中で郵政省が大きく政策を転換し、都市型CATVに積極的な姿勢がとられるようになった1983年である。この年に発表された郵政省の『都市の大規模有線テレビジョン放送施設に関する開発調査研究』報告書を受けて、町田

市のインターナショナルケーブルネットワーク (ICN) など多数の都市型 CATV 事業者に施設設置許可が出された。また、政策転換の結果、CATV 事業者に不利な税制の問題やケーブル配線に伴う道路占有や電柱共架などの問題にも、CATV の立場を尊重する方向で改善の動きが始まった。

他方、メディアとしての特性に注目すると、前章で紹介した CATV を「第 1～3 世代」に区切った整理が有効である。その意味では、わが国で最初の自主放送が始まった1963年と、第 3 世代 CATV の先駆ともいべき都市型 CATV が相次いで開局した1987年は、わが国の CATV の歴史の中でそれぞれに重要な節目である。ただし、新しい機能特性をもった CATV が出現しても、その後ある程度以上まで普及しなければ、その出現の影響力は広がっていかない。新たな特性を備えた CATV の出現から普及まで、「世代」による節目には時間的に前後の幅があり、政策の転換に比べれば実質的な転換の時期がやや曖昧になる。

本章では、わが国でテレビ放送が開始された1953年、あるいは共聴施設として CATV が出現した1955年以降をこれら 5 つの節目で区切り、便宜的に 6 つの時期区分を設定する。そして、これらの時期区分を 2 つずつ 3 段階に整理し、「前史段階」・「導入段階」・「成長段階」と呼ぶことにする。(表 2)

表 2 時期区分の設定

年次	時期区分	政策	ブームその他	機能別「世代」
1963	前史段階 第 1 期	放任		①共聴施設
	第 2 期			②初期自主放送
1968	導入段階 第 3 期	立法準備	第 1 次ブーム 有テレ法	自主放送普及
	第 4 期	規制色		
1983	成長段階 第 5 期	振興	第 2 次ブーム	③都市型 多様化
	第 6 期			

2. 前史段階 (1953～1968)

a. 第 1 期：辺地共聴施設の普及

わが国でテレビ放送が開始されたのは1953年であるが、その直後から無数の共聴施設が設けられた。わが国最初の共聴施設は、通説では1955年に群馬県伊香保温泉で NHK が開発したシステムによる共聴施設が設けられたのが最初の事例とされている³⁹⁾。しかし、1954年には京都府・網野町の電機商が NHK から助成を受けて、30戸ほどを対象とする網野テレビ協同聴視施設組合を開設していたという説もある⁴⁰⁾。また下田市でも、1956年に最初の施設が下田ラジオ商組合によって設けられた⁴¹⁾。このように、サテライト放送局網の整備が遅れていた地域や難視聴地域においては、テレビ受像機の普及を狙った電機商たちが音頭をとって共聴施設を開設する例が少なくなかった。また、放送法によって「あまねく日本全国において受信できるように放送を行う」ことが義務づけられている NHK は、「放送拡充五カ年計画」を完了した1960年の時点でカバレッジ外にあった地域における共聴施設の設置に対し「テレビ共同受信施設の助成」として、1960年度から1968年度まで暫定的な助成金（設置費の約 1/3）の交付を、約6700施設（約50万世帯）、40億円ほど行った⁴²⁾。

当時は、CATV とは共聴施設のことであり、それも人為的な原因ではなく、山間部の地形などによる難視聴への対策としての辺地共聴施設のことに他ならなかった。こうした難視聴地域は、その後の NHK や民放各局によるサテライト網の拡充によって徐々に後退していった。しかし、周波数帯の確保が難しい場合や、対象地域の世帯数が限られている場合などには、サテライト局の設置は容易ではないため、CATV 以外に有効な難視聴解消手段はないため、今日でも多数の施設が存在している。

b. 第 2 期：自主放送の開始

わが国における第 2 世代 CATV の嚆矢は、岐阜県・郡上八幡町にあった任意

組合・郡上八幡テレビ共同聴視施設組合である⁴³⁾。通称「郡上八幡テレビ」は1962年に開局し、一年後の1963年からわが国最初のCATV自主放送を開始した。当時は、まだビデオが普及しておらず、自主放送は全て自主制作で生放送であった。郡上八幡テレビの場合、スタジオのカメラも工業用カメラ(ITV)を改造して自作したもので、スタジオから遠くへは持ち出せず、ニュースなどで行事の様子を紹介するときには、16ミリ・フィルムで撮影してきた素材をスタジオでスクリーンに投影し、それをテレビ・カメラで生放送する方法が取られていた。

こうした制約が多い中で、町政や町内会行事などに関する座談会、小中学生の母親を対象とした教育番組、地元駐在の新聞汽車の協力を得たニュース、選挙速報などが放送されたのである。さらに1965年に岐阜県で国民体育大会が開催された際には郡上八幡町でも相撲競技が開催され、天皇臨席の下での試合の様子が自主放送によって生中継された。しかし、もともと簡易放送施設と呼ぶべき程度の施設しか備えていなかった郡上八幡テレビは、視聴条件の改善に伴って1966年に廃止され、現存していない。

1960年代には、この他にも各地に先駆的な自主放送CATV局が出現した。こうした自主放送は、やや大きめの共聴施設において、地域の好事家が「地域社会のため」という旗印の下で、経営的配慮なしに採算性を度外視して展開したものであった。自主放送は、あくまでも付加サービスであり、それなりに評判になっても、それを目当てにCATVへ加入する者はほとんどいなかった。このため、サテライト網の整備と共に難視聴が解消されると、施設自体が存在理由を失って廃止される場合が多く、関西圏を中心に各地に存在した先駆的自主放送局は、やがて郡上八幡テレビ同様、施設廃止となっていった⁴⁴⁾。

そうした中で唯一存続した自主放送局、すなわち現存する最古の自主放送CATV局は、1962年からテストを進め、1966年に本放送を開始した下田有線テレビ(SHK)である。初期の自主放送チャンネルは、一日に自主制作のニュース番組10分を4回、特別番組30分を2回放送し、空いた時間にはNHK静岡総合と東京12チャンネル(現・テレビ東京)の部分的再送信を行っていた⁴⁵⁾。SHKが

生き残ったのは、東京波の域外再送信を行っていたためであった。

3. 導入段階(1968~1983)

a. 第3期：第1次CATVブーム

先駆的な自主放送の事例が各地に出現していた頃、その後との関係で注目すべきことが起こった。それは、日本ケーブルビジョン放送網(NCV)による東京・新宿へのCATV建設を巡る、1968年~1970年の動きである⁴⁶⁾。

1968年、東京都内におけるCATV事業を構想していたNCVは、ビル陰による受信障害が深刻化していた新宿駅前地区に共聴施設を設置する計画を立て、7月1日にNHKと在京民放各局へ「目論見書」を提出し、再送信同意を求めた。これに対して各局は、利害が対立するとして再送信同意を与えなかった。もともとCATV設置のきっかけは、この年の10月に開催されたメキシコ五輪をきれいな映像で見たいという地元の声であったため、郵政省は暫定的にこの施設を有線放送業務運用規制法の適用除外施設⁴⁷⁾と認定して五輪期間中の再送信を可能にするとともに、NHK・在京民放各局とNCVで構成する「新宿地区有線テレビジョン放送協議会」を構成させて、各局が「協議会」に再送信同意を与えるよう指導した。結局、NCVは再送信同意のないまま10月13日から39世帯を対象にメキシコ五輪の再送信を行った後、11月11日付で放送業務の届出を取り下げ、翌日12日からは「協議会」が運営にあたる形となった⁴⁸⁾。

当時の郵政省は「CATV=辺地共聴」という図式から一挙に逸脱する形でCATVが発展し、都市部において営利法人によるCATVが乱立するような事態を恐れていたようである。1969年2月17日に、郵政省は「協議会」に公益法人によるCATV運営案を提示した。これをめぐっては関係者の間でも意見の対立などが生じたが、結局1970年1月12日に(財)東京ケーブルビジョン(TCV)が設立された。8月には、旧NCV施設が正式に「協議会」からTCVに移管され、「協議会」は解散した。TCVに参加したのは、「協議会」を形成していたNHK、

在京民放テレビ5社、NCVに、日本新聞協会、電電公社、東京電力、電子機械工業会、東京銀行協会を加えた、いわゆる「八団体」であった⁴⁹⁾。財団法人化は東京に続いて他の大都市部でも進行し、京阪神、名古屋、福岡の各地区でも、ほぼTCVに準じた出資内容で公益法人が発足し、業務を開始した⁵⁰⁾。これらの財団は、組織の性格上、自ら積極的な事業拡大はせず、補償施設関係の業務受託などを中心に現在に至っている。その意味では、郵政省の狙いは一応達成されたといえるかもしれない。

このNCV~TCVの一件を契機として、郵政省はCATVの実態把握に乗り出すとともに、有線放送事業法の改正によってCATVへの法的対応を整備しようとした。1969年には、法改正への動きを受けてCATVの問題が国会でも議論されるようになった。その後、CATVに対応した法制整備の問題はいくつかの段階を経て、1971年に郵政省が有線テレビジョン放送法案を提出し、最終的には1973年に入って有線テレビジョン放送法（以下、「有テレ法」と略記）が成立し、7月1日に公布、翌1974年1月1日から施行となった。

こうした行政の一連の動きは、情報化社会論の隆盛の中で当時わが国にも流行しつつあった「有線都市論」⁵¹⁾と結びつき、いわゆる「第1次CATVブーム」を引き起こした。様々な可能性が語られ、多くの企業がCATVに注目し、セミナーの類が頻繁に開催され⁵²⁾、SHKへの視察が増えて「下田詣で」という言葉が生まれた。

そうした中で1970年以降、郵政省の思惑とは裏腹に、CATV事業化を目指す試みが各地に出現した。特に地方都市では、1970年の日本ネットワークサービス（NNS）甲府局の開局以降、1971年の上田ケーブルビジョン（UCV）の設立（開局は1972年）、レイクシティ・ケーブルビジョン（LCV）の設立（開局は1974年）など、この時期から商業ベースのCATV経営が模索され始めた。さらに、1971年設立・1972年開局の英語放送JCTV、1972年開局の館山教育CATVや東急電鉄のCATV実験放送、1973年開局の池田町CATVなど、多様な経営・運営形態のCATVが登場した⁵³⁾。CATV経営のノウハウが充分蓄積されていな

かった当時は、多様な形態が各地に出現し、それぞれにブームの具体化として注目を集めたが、そうした諸形態も全てが永く存続したわけではなかった。

b. 第4期：ブームの冷え込みと実験施設

有テレ法が制定され、CATVに対する行政の対応が明確になったことは、CATVの発展にプラスとなった部分も大きかったが、一面ではマイナスに作用することもあった。まず、プラス面としてはNCV~TCVの一件を契機に引き起こった第1次CATVブームの中でCATVの事業化に関心を寄せた企業や自治体などの事業主体が、法制定を機に一举に事業化を進めたこと、そして、行政当局の主導によって実験施設によるCATV/ニューメディア一般の研究が開始されたこと、が挙げられる。

しかし、有テレ法は全体として共聴施設への対応を主眼に置き、その運用も規制色が強い形で行われたため、CATV事業に乗り出そうとする企業や、実際に事業を開始したCATV事業者は、様々な問題に直面することとなった。CATVに対する社会的認知が進んでいなかった当時、CATV事業者は、電柱共架や道路等の占有に関して、関係する企業や行政当局と困難な交渉の繰り返しを強いられた。また、CATV事業にとって不利な税法上の問題も存在していた。こうした問題の多くは、業界団体の結成や郵政省の各方面への働きかけなどもあって、その後徐々に改善されていった。しかし、申請にあたって施設区域全域にわたる詳細な施設設計図などが要求されるといった事情は、今日もあまり変わっていない⁵⁴⁾。

しかし、問題をはらみながらも一応CATVには追風と思われていた有テレ法制定当時の状況は、長続きはしなかった。有テレ法制定後も続いていた第1次CATVブームは、1973年のオイル・ショックとそれに続く1970年代後半の経済成長の停滞という高度経済成長の挫折の中で、急速に冷え込んでしまったのである⁵⁵⁾。それでも一部の地方都市では、域外再送信を売りものにしたCATVが徐々に普及し始めていたが⁵⁶⁾、大都市部におけるCATV事業には具体的な

展開がほとんどなくなってしまった。

こうした中で、近未来の高度な情報サービスのあり方を検討する大がかりな実験施設がこの時期に相次いで建設され、技術的実験や社会的影響調査を重ねたことは重要である。当時は、CATV に対して消極的な行政姿勢を取っていた郵政省と積極的な技術開発などを唱えていた通産省が、別個にこうした実験施設を構想するなど、官庁間の調整が必要な事態もあった。しかし、結局は一応の一本化が成り、(財)生活映像情報システム開発協会⁵⁷⁾によって、多摩ニュータウンの CCIS (Coaxial Cable Information System : 「同軸ケーブル情報システム」の意)⁵⁸⁾と東生駒ニュータウンの Hi-OVIS (Highly Interactive Optical Visual Information System : 「完全双方向の光通信による映像情報システム」の意)⁵⁹⁾が手掛けられた。この両者に、やや時期が遅れたつくば市の ACCS (Academic City Community Cable Service) を加えた三者が、わが国の代表的実験施設である⁶⁰⁾。

一連の実験施設の経験は、ハードウェアの面では技術的な可能性を確認することとなったが、ソフトウェアの面では双方向機能の運用が偏りを生じたり、予想以上に利用率の悪いサービスが多かったりと、問題が頻出した。また、CATV 自主放送などのコミュニティ意識への影響調査も、有意な結論は出せなかった。しかし、商業ベースの CATV が低成長を強いられていた1970年代後半から1980年代初頭にかけて、実験施設を通じて関係官庁や企業などが蓄積した経験はその後の CATV 発展に大きく影響を与えたといえるだろう。

4. 成長段階 (1983)

a. 第5期：第2次 CATV ブーム

CATV 業界がまだ低成長期にあった1980年に、郵政省は「都市の大規模有線テレビジョン放送施設に関する調査研究会議」「有線テレビジョン自主放送の発達普及に関する調査研究会議」などを設置し、報告書の取りまとめを求めた。その後、こうした調査研究会議の中間報告書の発表が進むと、これを受けて様々

な都市型 CATV 計画が動きだした。こうした報告書の内容自体は、CATV 放送用のマイクロ波伝送装置の開発など、主として技術的なものであったが⁶¹⁾、郵政省がこのような検討を行ったことは、大都市における第3世代 CATV を推進する方向での政策転換の象徴として注目されたのである。

1983年3月2日に「都市の大規模有線テレビジョン放送施設に関する開発調査研究」報告書が発表され、郵政省は翌日から CATV の多目的利用に関するヒアリングを開始し、5月30日には CATV 双方向通信の一部認可が各地方電監に通達された。こうした動きを受けて、折から電電公社が三鷹市における INS⁶²⁾実験計画を発表したことなどから盛り上がりを見せていた「ニューメディア」ブームとも共鳴する形で、第2次 CATV ブームが起こった。1983年から数年で、全国で100社を超える CATV 事業計画者が出現し、都市型を標榜する事業計画者が次々と施設設置許可申請を出し、郵政省も前向きに許可を与えたのである。地方では、都市型ではない CATV 自主放送局の開局準備活動・許可申請も活発になり、また NNS 甲府局やテレビ松本 (TVM)⁶³⁾など、既存の大規模 CATV がこの時期に自主放送に踏み切り、ブームに拍車をかけた。

都市型 CATV 設置許可の最初の例は、既に1982年10月に設立され、12月には申請を出していた町田市の国際ケーブルネットワーク (ICN) で、許可は1983年11月に下りた。その後、1983年からは、私鉄系など有力な事業計画者が次々と申請を出し、半年から1年の審査で許可を得た。こうした中で、当初は1984年にも最初の都市型 CATV が実現するものと思われていたが、実際には都市型 CATV の開局は1987年まで持ち越された。これには、最初に許可を受けた ICN が増資・出資構成の変更など⁶⁴⁾社内調整に手間取って開局が遅れ、他社も開局準備に慎重になった、といった事情も働いていたが、大局的には番組／チャンネル供給事業者の体制づくりの遅れが影を落としていた。

b. 第6期：都市型 CATV の出現と衛星放送

都市型 CATV の最初の開局は、1987年4月1日に本放送を開始した青梅市

の多摩ケーブルネットワーク (TCN) であり、以降 6 月には長野市のインフォメーション・ネットワーク・コミュニティ (INC)、10 月には東急ケーブルビジョンなど 3 社、12 月にはさらに 2 社が正式開局した。ソフトウェア供給に注目すると、こうした開局ラッシュに先立って、1986 年頃からスターチャンネルなどいくつかの有力な番組供給事業者が活動を始めたことが重要であるが、一層重要なのは NHK 衛星放送の開始であった。

NHK の衛星放送は 1986 年 12 月 25 日から 2 つのチャンネルで試験放送を開始した。当初は関東地区の NHK と同じ放送内容が流れたが、1987 年 7 月 4 日からは、衛星第 1 テレビジョンは独自番組による編成、衛星第 2 テレビジョンは総合・教育チャンネルからの番組による編成となり、事実上の実用化といえる本格的な放送体制となった⁶⁵⁾。各地の既存 CATV 局は次々と衛星放送の再送信に踏み切り、多数の世帯が衛星放送を目当てに新たに CATV に加入した。

スタートしたばかりの都市型 CATV にとって、衛星放送は強力な追風として作用した。NHK としても、衛星放送の視聴世帯を増やして有料の本放送に移行したいという思惑から、CATV 側に協力する姿勢を取った。その結果、都市型 CATV のパンフレットなどには NHK の衛星放送が大きく紹介され、加入勧誘の大きな目玉となっている。

なお、現段階では「都市型」は登場し始めたものの、厳密な意味での「第 3 世代」CATV は実現していない。従って、今後の CATV の発展には、自主放送の複数化と双方向機能の活用という 2 つの方向で、新たな展開が見られるものと考えられる。前者については CATV ネットワークにも使用できる通信衛星の実用化、いわゆるスペース・ケーブルネットワークが当面の課題であり、1989 年に予定されている日本通信衛星 (JC-SAT) と宇宙通信 (SCC) の通信衛星打ち上げ後に、何らかの動きが出てくるだろう。後者については、既に第一種電気通信事業者として免許を得、積極的に各種実験に取り組んでいる LCV など、いくつかの CATV 局から動きが出てこようが、本格的な双方向サービスの実用化は、自主放送複数化より相当遅れることになりそうである。

III. ネットワーク時代直前の「都市型」CATV 自主放送

1. 「都市型」CATV の意義

a. 立地による「都市型」の分類

既に論じたように、「都市型 CATV」とは、郵政省が 1983 年 3 月に最終報告書が発表された「都市の大規模有線テレビジョン放送施設に関する開発調査研究」を受けて、それ以降に施設許可を出した CATV 施設のうち、

- ①加入者 (引込) 端子数 1 万以上
- ②自主放送 5 チャンネル以上
- ③中継増幅機に双方向機能

の 3 点を目安として選び出した諸施設に対する呼称である。しかし、これらの目安は、厳密に当てはめられているわけではない。また、既存の CATV については、機能的に「都市型」に匹敵するものであっても、「都市型」と呼ばれることはなく、「都市型」の呼称には少なからず問題もある。しかし、「都市型」CATV

表 3 開局済みの都市型 CATV (開局順: 1988 年 10 月末現在)

事業者名	施設区域	開局年月日	許可端子	加入概数	類型・備考
多摩ケーブルネットワーク (TCN)	青梅市	1987. 4. 1	47,256	1,500	大都市郊外
インフォメーションネットワーク・コミュニティ (INC)	長野市	1987. 6. 20	25,768	7,000	地方都市、域外 5 局
東関東ケーブルテレビ二九六	佐倉市	1987. 10. 1	13,037	2,795	大都市郊外
セントラルケーブルテレビ (CCTV)	名古屋千種区	1987. 10. 1	31,122	2,500	大都市都心
東急ケーブルテレビジョン	渋谷区	1987. 10. 2	28,113	合計	私鉄系
	横浜市緑区	1987. 10. 2	39,063		
高知ケーブルテレビ (KCB)	高知市	1987. 12. 1	30,500	609	地方都市、域外 1 局
小田急情報サービス (OCV)	川崎市麻生区	1987. 12. 16	18,923	1,701	私鉄系、大都市郊外
インターシティケーブルネットワーク (ICN)	町田市	1988. 3. 1	43,876	420	私鉄系、大都市郊外
札幌ケーブルテレビジョン (SCAT)	札幌市	1988. 4. 1	49,132	2,321	大都市都心 (?)
文京ケーブルネットワーク (BCN)	文京区	1988. 4. 1	37,000	5,500	大都市都心
近鉄ケーブルネットワーク (KCN)	奈良市・生駒市	1988. 4. 1	25,788	2,600	私鉄系、大都市郊外
横浜ケーブルビジョン (YCV)	横浜市旭区・泉区	1988. 4. 2	41,920	1,532	私鉄系、大都市郊外
ネットワークサービス福井 (FCTV)	福井市	1988. 10. 2	23,607	320	地方都市、域外なし
八王子テレメディア (HTM)	八王子市	1988. 10. 25	40,000	500	大都市郊外

が「第3世代」を目指して構築されるシステムであることは間違いなく、その意味では未だ実現していない「第3世代」の先駆として、既に開局している「都市型」CATVの現状を把握することには一定の意味が認められるものと思われる⁶⁶⁾。(表3)

都市型CATVは、立地する事業地域によって大きく3種類に分類することができる。これは、先に設定した4地域類型のうち、農村部を除いた3地域類型に対応するものである(表4)。このうち地方都市で展開する都市型CATVには、域外再送信をする局と、そうでない局とがあり、前者は経営基盤なども既存の地方都市CATVと共通するところが大きい⁶⁷⁾。その意味ではむしろ、多チャンネル化に取り組んでいるUCVや、双方向機能の実用化に熱心に取り組んでいるLCVなど、それぞれの立場から「第3世代」への対応を模索する有力な地方都市CATVの動向が注目に値しよう。一方、後者は衛星放送や自主放送

表4 都市型CATVの立地による分類

	地方都市	大都市(都心)	大都市(郊外)
サービス機能面の特徴	域外再送信 多チャンネル 衛星放送 双方向機能	多チャンネル 衛星放送 双方向機能	一部は サブライヤー 事業を指向
資本関係組織上の特徴(典型例)	地元有力企業を中心に、広く地元から出資	競願一本化のため、多様な利害を飲み込む	私鉄・デベロッパーなど、特定企業の系列
典型的な例	INC(長野) [域外なし] FCTV(福井)	BCN(文京区) CCTV(名古屋・千種区) SCAT(札幌)	東急ケーブル(横浜・緑区) OCV(川崎・麻生区) KCN(奈良/生駒)
既存CATVの類似例	UCV(上田) LCV(諏訪)		ACCS(つくば)

をサービスの中心に置かざるを得ないため、大都市の都市型CATVと共通する性格を持つことになるが、既存の空中波テレビが貧弱な分、CATVにとってやや有利な状況にあるといえよう。

いずれにせよ、「第3世代」への発展を占う上で最も重要なのは、域外再送信に頼ることのできない大都市の都市型CATVの動向である。域外再送信がない大都市では、衛星放送などもCATV加入勧誘の材料になるにせよ、長期的には多チャンネル化した自主放送を加入勧誘の中心とせざるを得ない。とりわけ大都市郊外における都市型CATVの展開は、都心部のように広帯域伝送路としてのケーブル敷設が利権として一人歩きするようなことはないだけに、都市型CATVがメディアとしてどれだけ支持を獲得できるかを知り、またその営利的経営の可否を知る上で注目される。また、双方向機能の活用については今後の課題となるにせよ、多チャンネル化がどの程度まで受け入れられるかも、「第3世代」にとって一つの試金石となろう。

b. 自主放送複数化の意義

再三述べているように、第3世代CATVの先駆的存在である都市型CATVは、自主放送の多チャンネル化と双方向通信機能を大きな特徴としている。しかし現段階では、こうした機能は都市型CATVへの加入理由の中心にはなっていない。実際の加入勧誘に当たって反応が良好とされているのは、衛星放送であり、地方都市の局における域外再送信機能であり、自主放送の一部(具体的にはCNNなど)である⁶⁸⁾。

しかし、域外再送信は論外としても、衛星放送再送信に依存する状況が続くようでは、長期的な都市型CATVの成長は期待しにくい。衛星放送再送信の将来には、受信料徴収の問題と受信システムの価格低下という2つの不確定要素があり⁶⁹⁾、いつまでも現在のような衛星放送とCATVの良好な関係が続くとは限らないからである。大都市地域において都市型CATVが発達し、やがて第3世代の本格化へと展開していくためには、都市型CATV独自の機能が加入

者の支持を集め、また未加入者への加入勧誘の有力な手段となってくることが必要なのである。

都市型 CATV 独自の機能の一つである双方向通信機能は、不特定多数を双方向で結ぶ「完全双方向」のサービスではなく、上り回線を実況中継に利用したり、少数の地点の間で映像通信を行う、といった「幹線双方向」から実用化が進行中であり、実際一部の局では実験や部分的実用化が開始されている⁷⁰⁾。しかし、不特定多数の加入者一般が享受できるようなサービス、加入勧誘の材料にできるような双方向機能を活かしたサービスはペイ・パー・ビュー (PPV) などが一部で導入されはじめているものの、まだ本格化はしていない⁷¹⁾。最終的には、在宅信用取引が可能になり、いわゆるホームショッピングができるような段階にならない限り、双方向機能は CATV への加入勧誘にはなり得ない。

一方、自主放送多チャンネル化も、現状では多チャンネル化それ自体が魅力的なサービスと認知されているわけではなく、むしろ個別のチャンネル (特に CNN や音楽専門チャンネル) の魅力が加入理由となる場合の方が一般的なようだ。つまり、自主放送にひかれる加入者は、「普通のテレビ以外のチャンネルがいろいろあること」にではなく、具体的に「CNN があること」に魅力を感じるわけである。これは、既に数十チャンネルの多チャンネル状況が生じているアメリカで、一般視聴者が習慣的に視聴するチャンネルはたかだか数チャンネルに過ぎないという事実にも共通する側面がある。したがって加入勧誘といった観点から重要なのは、ただ漫然とチャンネル数を増やすことではなく、そのチャンネルを目当てに加入する者が出るような、魅力あるチャンネルの導入ということになる。しかも、そうしたチャンネルをベーシック・サービスとして揃えられなければ、ならないのである⁷²⁾。

しかし、そうした魅力的なチャンネルは容易に編成できるものではない。よく指摘されるように、視聴者は同じテレビ・モニターに映るものである以上、空中波テレビの番組であろうと、地元 CATV の自主制作番組であろうと、等しく厳しい眼で評価を下す⁷³⁾。このため、相対的に少数の受け手を前提として制作

される番組/チャンネルは、十分な資金が投下できず、通常の方法では魅力的なものを生み出すのは難しい。そこで、費用対効果の良い番組づくり・チャンネル編成の工夫が大切になってくるのである。

近い将来における都市型 CATV の普及の鍵は、その推進力となる自主放送複数化の成否に握られている。しかし、自主放送複数化の実態となると、CATV 局もサプライヤーも、まだ手探りで方向を模索している段階にあるといっている。さしあたりは現状分析を通じて、都市型 CATV への加入を促進できる自主放送のあり方を探ることが必要であろう。

2. 自主放送複数化の実態と展望

a. 「都市型」自主放送の現況

1988年12月現在で都市型 CATV の自主放送チャンネルの構成をまとめると、自主放送複数化というスローガンの下で現に供給されているサービス内容が把握できる (表5)⁷⁴⁾。ここから特徴的な点をいくつかまとめると、

- ①ペイ・サービスの「スター・チャンネル」はじめ、映画専門チャンネルの普及が著しい⁷⁵⁾
- ②文字情報ニュースと音楽も、普及が著しい
- ③娯楽系のチャンネルは、3つ以上まとまって置かれている場合と、ほとんどない場合に分かれる

といった点が指摘できる。映画専門チャンネルの普及は、娯楽系チャンネルでも映画が編成の重要な柱となっていることと考え併せると、CATV 自主放送にとって映画ソフト (ほとんどは字幕入りの洋画) がいかに重要であることを示すものといえよう。文字情報ニュースは需要の存在もさることながら、経費が比較的小さいことから、普及が進んでいるものと思われる。音楽専門チャンネルも需要の存在に加えて、ビデオ・クリップやライブ・ビデオ制作の一般化によってソフト供給側の体制が整ってきている点が重要である。娯楽系チャンネルの導

表5 都市型CATV自主放送のチャンネル構成

＜凡例＞	T	I	東	C	東	K	O	I	S	B	K	Y	F	H
○ベシック	C	N	関	C	急	C	C	C	C	C	C	C	C	T
◎ペイ(有料)	N	C	東	T		B	V	N	A	N	N	V	T	M
●有料化予定			V					T				V		
自主制作+娯楽放送内容の案内	○		○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○
その他の自主制作			○						*	○				○
ニュース・CNN					◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
NCN					◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
文字情報・読売	◎	◎			◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
日経					◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
その他	○	○		○				○					○	
映画・スター・チャンネル	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
その他	○		◎	◎						◎			◎	
音楽・チャンネルM			◎			◎	◎	◎						
その他	○		○	○	◎				○	○	○	○	○	○
娯楽・C's station	◎		◎					◎						
スポーツ			○	○					○	○		○		
BGV			○	○					○					
教養			◎							○				
その他				○					○	○	○			
教育・Let's Try			◎	◎				◎						
その他	○		○									○		
気象情報			○	○	○			○	○	○		○		

地紋のついたチャンネルは同一サプライヤーから番組/チャンネル供給がなされている。他は、番組内容の傾向による分類に過ぎない。

入がほとんどなされない場合と多チャンネルでなされる場合に分かれるのは、自主放送複数化を加入勧誘の前面に押しだしていこうとする場合には娯楽の細分化による一層の多チャンネル化が必要となる半面、チャンネルの維持にはかなりの経費がかかるためである。

細分化された娯楽系の専門チャンネルとしては、教養的な色彩の濃い「C's station」、アメリカやイギリスの旧作テレビ・シリーズを中心とした「スーパーチャンネル」などの他、番組単位で流通しているソフトをCATV局が独自に編成したチャンネルなどがある。ところが、潜在的な需要があると思われるスポーツについては、制作経費の問題や空中波テレビの放映権の問題が大きく、国内スポーツのCATVへの供給体制は確立されていない。現状におけるスポーツ専門チャンネルは、ビデオで供給される海外スポーツに大きく依存している。しかし今後は、プロ野球巨人戦・日本ハム戦を中心に東京ドームのイベントを流す「後楽園チャンネル」(BCN)や、日本テレビが配給する東京ドーム巨人戦の完全中継、さらにはJRAの競馬中継の普及などを通じて、国内スポーツのCATVへの供給体制が徐々に固まっていくものと期待される。

また一方では、ほとんどの都市型CATVが自主制作番組への取り組みに消極的だ、という点も重要である。都市型CATVの中にも、長時間に及ぶ自主制作番組中心のチャンネル編成を行い、チャンネル供給事業への進出を指向するBCNのような局もあるが、大半の都市型CATV局は、自主制作番組の制作時間が週当たり1時間にも達していない⁷⁶⁾。この点では地域情報やニュースを中心に自主制作に熱心な地方都市のCATVや農村型CATVとは対称的である。要するに都市型CATVは、「地域メディア」としての性格は薄く、それだけ番組/チャンネル供給事業者は、都市型CATVの自主放送の成否を握る重要な位置を占めているといえるのである。

b. 番組/チャンネル供給事業の現況

番組供給事業者の業界団体であるCATV番組供給者協議会は、都市型

CATV 構想が現実のものとなりつつあった1984年9月に結成され、様々な活動を展開してきた。特に1985年2月以降は、(株)日本CATV連盟(JCTA)、(株)日本CATV技術協会と連絡会を持ち、「CATV関係三団体」の一角としても機能するようになってきている。1988年10月現在、協議会会員は140社にのぼっている。

このうち、現段階で実際に番組供給を行っているのは約30社、チャンネル供給の体制が整っているのは10社前後とされている。とりわけ広告代理店の番組供給事業者である日本映像ネットワーク(JVSN)、日本番組供給(JPS)、電通(JCN)などの供給する番組や、読売新聞社や日本経済新聞社の文字ニュースは、都市型CATVのみならず多数の既存CATVシステムにも受け入れられている。また、スターチャンネルはペイ・サービスながら20局以上のCATVで採用されている⁷⁷⁾。

こうした番組/チャンネル供給事業者には、番組ソフトの調達方法によって整理されるいくつかの類型がある。その主なものとしては、

- ①空中波テレビ局・CATV局など自主制作能力を持つ者が、自主制作番組/チャンネルを供給する場合
- ②既に映像による著作物(映画など)の管理を行っている者が、CATV向きのサービスをする場合
- ③通信社・新聞社など既に電子的メディアで文字情報を提供している者がCATV向きのサービスをする場合
- ④欧米のCATV番組/チャンネルを加工して供給する場合
- ⑤欧米の空中波テレビ放送の番組を加工して供給する場合(番組供給に限られる)

などが挙げられる⁷⁸⁾。このうち、①は相当の経費がかかり、リスクも大きい。NCN、後楽園チャンネル、などが例として挙げられる。②③は、もともとテレビやCAPTAINなど、他のメディア向けに行われていたサービスをCATVにも供給するだけなので、供給者側のリスクは小さい。④⑤は加工経費のかかり方によって、経営的成否が左右されそうである。JCTVの供給するCNNは、

ほとんど加工経費をかけずに成功している例である⁷⁹⁾。

かつて、わが国のテレビ放送の初期においては、大量の番組がアメリカから供給されていたが、制作能力の向上と共にソフトの過度の輸入はなくなっていった⁸⁰⁾。CATV自主放送の多チャンネル化に際しても、現状では映画や旧作テレビ・シリーズからニュースまで、アメリカから輸入ソフト(②④⑤)や、他のメディア向けのソフト(②③)への依存度が高い。特に、著作権処理の関係で国内の旧作ソフトが使いにくい現状においては、輸入ソフトの比重は非常に大きい。しかし、今後はわが国のCATVに独自のソフト(①)が開発されていく必要があろうし、また、その発展の度合はそのまま自主放送多チャンネル化の成熟の指標となることであろう。

c. 自主放送複数化の直面する問題

都市型CATVにとって自主放送複数化が重要な課題であり、その成否によってCATVの普及自体が大きく左右されかねないことは、既に述べた通りである。そして現在、自主放送の複数化を支える番組/チャンネル供給事業には、様々な分野の企業などが関心を寄せ、事業進出の緒についたものも少なくない。しかし、個々のチャンネルがどれくらいの視聴者が獲得できるかという視点から見ると、自主放送複数化の将来には不安な点もいくつかある。

その一つは、たとえCATVネットワークが形成されても、その媒体力(潜在的視聴者数の規模に比例する)は小さく、十分な資金の流入が期待できない、という点である。現状では、サプライヤーがネットワークを形成して相当数の視聴者の存在を前提に「お金のかかった」番組/チャンネルを制作・編成する、といったことができる体制にはなっていない。CATVネットワーク形成に使用できるわが国の国内通信衛星は、1989年に打ち上げられる予定になっている。自主放送局の加入者は、全国に散らばる加入者数5000以上の18局を合わせて25万、自主放送局全体でも30万程度しかなく、CATVネットワークが主要なCATVを網羅的に組み込むことができたとしても、アクセス可能な世帯数は20万をや

や上回る程度に留まるものと見られる⁸¹⁾。

さらにもう一つの不安としては、新たにCATVネットワークによって供給されるチャンネルには競争相手が多く、また手強い、という点が挙げられる。近年、ビデオやテレビ・ゲームなどの機器の普及や、レンタル・ビデオなどのシステムの形成により、テレビ視聴以外の目的によるテレビ・モニターの使用が進み、通常のテレビ放送の視聴率は低下しつつある⁸²⁾。また、CATVネットワークが大成功を収めたアメリカに比べると、わが国の空中波テレビ番組の水準は高く、CATVが付け入る隙は小さいという声も大きい⁸³⁾。さらに、CATV自主放送は、それ自身が多チャンネル化の一環として設定されるものである以上、本質的に多チャンネルの中で選択されることになるので、個々のチャンネルの視聴率はかなり低い水準にならざるを得ず、番組制作に当たって実際に想定される視聴者の数はかなり小さくなってしまっているのである。

CATVネットワークができたからといって、番組に投じられる金が一挙に「テレビ」並になるわけではない。特に、新規の制作を前提とする場合には、資金の不足が番組の中味に直接跳ね返る。したがって、CATVネットワークを通じて供給されるチャンネルのかなりの部分は、既存の空中波「テレビ」に対比して圧倒的に少数者を対象に、制作資金も限られた形で、制作されていくことになろう。

IV. わが国におけるCATVの存立基盤

1. 存立基盤を考える基本的視角

a. CATVを支える資金

CATVに限らず、一般に何らかの事業体なり施設の存立基盤を論じる際には、主として経済的側面から、誰がどういう目的でその事業に資金を出したのか、といった点から議論を始めるのが適している。この場合、「事業に資金を出

す」ことには、具体的に2つの形態(ないしレベル)がある。まず、事業を興そうという側において、自らその事業に手を染めたり、その事業を興す会社に出資したりすることによって「投資する」という形態がある。また、もう一つには、その事業なり施設を利用し、その効用を享受して、それに「対価を払う」という形態がある。この「対価」は事業者側から見れば「売上」に他ならない。

営利事業を考えれば、「投資」は最終的には「売上」によって回収されることになるから、最終的にその事業体の存続を保証するのは、「売上」という形態で具体化する利用者/地域社会の支持といえる。しかし、いくら地域に潜在的な需要があっても、起業家(entrepreneur)が登場して事業を興さなければ何も起きない。その事業体がまず成立するか否かは「売上」ではなく「投資」によって決ってくる。また、営利事業でない場合、特に行政機関が施策の一環として事業を行う場合、地域社会の支持は様々な行政・政治的過程を経て「民意」という形で表現されるが、これも「売上」に準じて機能するものと考えられる。

CATVを支える資金にも、このように次元を異にする2つの形態がある。すなわち、事業体をまず成立させる「投資」と、事業の存続を支える「売上」ないし「民意」として表現された地域社会の支持である。これら2つの形態における資金の流れを、CATVの置かれた地域的事務の中でそれぞれ検討すれば、地域性によってCATVの形態が大きく左右される、というメカニズムの一端も明らかになろう。

b. CATVの発展経過にみる地域差

わが国におけるCATV発展の概要をまとめると、そこには農村部・地方都市・大都市(都心)・大都市(郊外)という地域類型に沿う形で4つの流れが認められる。これは、様々な主体が様々な目的からCATV事業に投資する中で、地域の置かれた諸条件を反映して、地域ごとに性格の異なるCATVが成立してきた結果であり、地域をいくつかの類型に整理して全体を展望すると、同じ類型にまとめられる地域の間には、多様性よりもむしろ共通性の方が顕著に表れ

ている。(表6)

表6 地域類型別にみたCATVの発展

地	[農村部]	広報	MPIS	衛
	辺地共聴	自主放送 (池田町)	施設	星
方	初期 (SHK)	域外再送信	[大規模化]	放
	自主放送	(NNS/UCV)	都	自
大	[地方都市] (GHK)	自主放送	市	放
	1953—63—68—73—76—83型—87送—主		C	再
都	[都心]	都市共聴 自主放送	A	送
		(NCV~TCV)	T [CNN]	多
市		JCTV	V	様
		実験施設	計	化
	[郊外]	(CCIS)	画	信
		(Hi-0vis)		

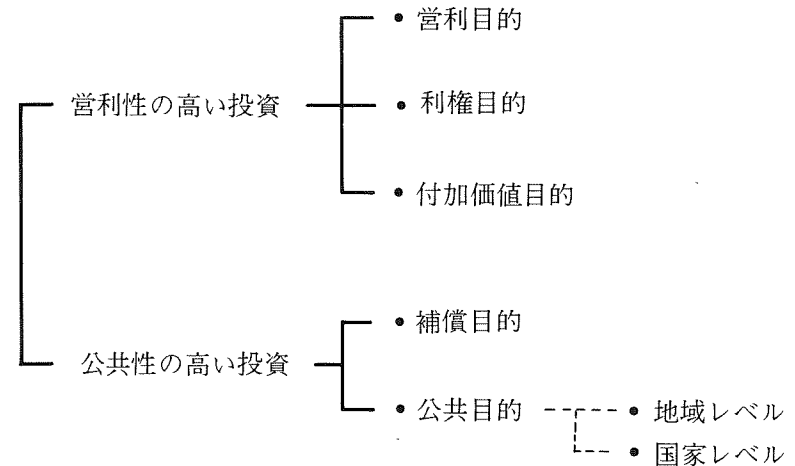
2. 投資の主体と目的

投資に注目してCATVを検討していく場合、特に重要なのは、CATV施設の設置に対する投資⁸⁴⁾は純然たる営利目的で展開される商業的な投資であることが少なく、いろいろな形で公共的な性格をもった投資であったり、CATV事業そのものではなく関連事業も含めた全体での営利を求める投資であったりする、ということであろう。従って、少なくともCATVに関する限り、経済的(ないし経営的)視点から論じようとする際にも、地域社会における諸団体の活動や、(地域・中央を問わず)行政の介入などについて、相当の注意が必要になるのである。ここでは、そうした社会的側面にも考慮した上で、CATVへの投資を営利性の高いものと公共性の高いものとに大別し、さらにその内容を細かく分類し、併せて5種類(ないし6種類)に投資を整理して考えてみることにしたい。

なお、こうした分類はもとより理念型、ないし便宜的に設定された説明のための概念に過ぎない。実際の投資はより複雑で複合的な性格を当然もっている。

(図5)

図5 目的による投資の分類



a. 営利性の高い投資

まず、営利性の高い投資については、主なものとして、比較的短期のうちにその回収を目指す(狭義の)「営利目的」の投資と、長期的な先行投資として(短期的な不採算を前提に)利権の確保やノウハウの蓄積などを主な狙いとする「利権目的」の投資があり、さらに、やや重要性は劣るが、不動産の販売に際して物件の価値を高めるサービスとしてCATVを設置する場合のように「付加価値目的」の投資がある。

「営利目的」の投資はCATV事業を独立のビジネスとして捉え、CATV事業そのものから「儲け」を引き出そうとする投資である。しかし、一般的にCATV事業のフィージビリティが低い水準にある現状においては、商業ベースでCATVが成立し得る地域・状況は非常に限られており、「営利目的」の投資が実際に見られる例も限定されている。具体的には、地方都市における東京波=「長

野県における巨人戦ナイター」のような魅力ある商品を用意できない限り、契約者の開拓は困難だからである。また、投資回収の不透明感にもかかわらず投資するという事情もあってか、投資の主体も何らかの意味でベンチャー的な性格を帯びていることが多い。しかし、逆に言えば「営利目的」の投資の有無や大きさは、CATV 事業のフージビリティを総合的に表した指標であると考えられることのできるだろう。

ところで、CATV に代表されるニューメディアのように、技術革新の先端部門と直結した事業分野においては、たとえ短期的な投資の回収は見込めなくても、(近い) 将来におけるその分野の展開＝ビジネス・チャンスの拡大を見越した相当の先行投資がしばしば行われる。こうした投資は、隣接分野に実績をもつ既存の大企業などによってなされるのが普通であるが、投資対象の成長が将来有望と考えられ、しかも必ずしもはっきりと予測しきれないような性格のものである場合には、他の産業分野・業種からも資本の参入も目立つようになる。こうした長期的投資は、広い意味でのノウハウの蓄積とともに、事業に関係する様々な利権の確保を狙いとすることが多い。特に CATV に限らず、放送・通信といった官庁の許認可権に左右されるところの大きい事業分野においては、「利権目的」の投資の重要性は大きい。

CATV 事業は、映像を売る放送事業であると同時に、大容量の伝送路を所有・運用する事業であり、しかも原則として当該地域における排他的独占権を免許される事業である。高度情報化という社会の流れの中で、CATV 事業そのもののフージビリティはともかく、利権としての CATV 事業許可＝ケーブル敷設権の潜在的な価値は確実に増大し続けている。特に、東京都心部などの大都市地域においては、こうした傾向が顕著である。従って、「利権目的」の投資は、当該地域における CATV 事業のフージビリティなどとは無関係に、高度情報化が進行した将来の社会におけるその地域の重要性（の予測・期待）を総合的に反映した指標と考えることができる。

「付加価値目的」の投資は、CATV を不動産販売事業の中に組み込み、CATV

事業で採算を目指すのではなく、不動産販売という営利事業の一環として CATV にも投資がなされるものである⁸⁵⁾。従ってその意味では、マンションや団地で共同アンテナを設置する延長線上に CATV を位置づけるものであり、CATV の全体的流れに大きな影響をもつものではない。ただし、超長期的には「利権目的」と重なるという見方も可能ではある。

b. 公共性の高い投資

公共性の高い投資には、通常のテレビ放送が何らかの原因で享受できない場合に共聴施設を設置するような「補償目的」のものと、通常のテレビ放送にはない何らかの付加価値を求めて積極的に CATV の導入を計ろうとする「公共目的」のものがある。さらに「公共目的」の投資には、専ら特定の地域における公共的利益を意図した地方公共団体や一部民間からの投資のように「地域レベル」のものと、産業育成や社会的実験（モデルづくり）を目的とした補助金等のように「国家レベル」のものがある。

「補償目的」の投資の例としては、難視聴の原因者による（狭義の）補償施設の設置や、NHK による共聴施設への助成などがあげられる。前者については、地域によって補償の形態や発生頻度が異なること、後者については、通常のサテライト局設置では対処しきれないような山間僻地のみ発生することが、注目される。しかし、いずれにせよ「補償目的」の投資は、通常のテレビ放送が享受できること以上の付加サービスまでは当然出資しない。ただし、「補償目的」の投資と、別の投資を併せて導入することによって、単なる共聴施設以上の CATV を設置しようとする動きも一部には見られる⁸⁶⁾。

「地域レベル」において「公共目的」投資の中心的主体となるのは、市町村や東京都の特別区レベルの地方公共団体である。しかし、その他にも、MPIS 施設など農村型 CATV の場合のように、一応は民間組織でありながら極めて公共的性格の強い農村部の農協が、市町村に準じて機能することがある。こうした公的セクターによる投資の狙いは広報活動の強化と、地域におけるインフラ

ストラクチャーの整備に置かれている。さらに、投資の中心的主体とはならないまでも、それぞれの地域において有力な民間企業が CATV 事業者の株式の一部を持つような場合は、必ずしも営利性は高くなく、「地域レベル」における「公共目的」の投資の一種と考えることができる。企業側からすれば、こうした投資は広義のパブリック・リレーションズ (public relations) の一環である。

「国家レベル」の「公共目的」投資には、中央官庁が直接に事業に関する実験的施設への投資と、「地域レベル」における活動への補助金という形の投資とがある。「地域レベル」の投資があくまでも当該地域の公共的利益を追求したものであるのに対し、「国家レベル」の「公共目的」投資は、(結果的には特定の地域に施設をつくることになるにしても) 特定の地域の利益を求めるものではなく⁸⁷⁾、先端の技術の実用化に向けての実験や関連産業の育成など、より広い視野から行われる。ただし、「国家レベル」といっても、CATV 事業に何らかの関心を寄せて投資を行っている中央官庁は、郵政省・通産省・農水省・自治省・厚生省・国土庁などと多岐にわたっており、しばしば諸官庁の相互関係が込み入ったものとなる。また、農水省のように政策の重点を置く地域が限定されている例もあり、注意が必要である。

3. 利用者/地域社会の支持

a. 「売上」の構造

他のメディアと同じように、CATV の「売上」には、利用者＝加入者から徴収する「利用料」に相当するものと、広告媒体として機能することによって得られる「広告料」に相当するものがある⁸⁸⁾。ここでいう(広義の)「利用料」には、加入料、利用料といった名目で徴収されるものの他、コンバーター使用料、有料サービスの利用料、などが含まれる。「利用料」収入は、基本的には料金水準の高さと、契約者の数で決定される。通常、営利企業の CATV では料金水準のばらつきはあまりなく、収入の大きさは主に契約者の数によって左右される。一方「広告料」収入も、広告媒体としての CATV の価値＝契約者の数によって

決まってくる。つまり、個別の事例の収入構造を詳しく分析するような場合を除けば、「売上」は契約者の数によって代置して考察して差し支えないものと思われる。

なお、現状においては、局によってばらつきはあるものの、CATV 局の営業収入の中で「広告料」収入はごく僅かな比率しか占めないのが普通である。相当積極的に広告開拓を行い、また実績のある局の場合でも、自主放送チャンネルは赤字になっている。

b. 利用者の支持する機能

CATV 利用者は CATV のどのような機能を支持しているのか、あるいは、CATV への加入動機は何か、といった問題は、かつては実験施設において様々な形で検討され、また一般の CATV においても質問紙調査の項目としてしばしば取り上げられてきた。しかし、そのような方法で得られた結論は、必ずしも適切なものとはいえない。むしろ、実際に CATV が展開してきた経緯の中から経営的に成功した例や失敗した例を集めて検討し、どのような機能が経営的成功に結びつくかを解明することの方が有益である。

まず、今日でも CATV の大部分が「第 1 世代」に属しており、今後とも補償施設をはじめとする「第 1 世代」CATV は増え続けていくものと考えられる。1960年代の先駆的な自主放送局は、域外再送信機能を備えた SHK を唯一の例外として、難視聴の解消によって一掃された。1970年代以降、自主放送局が長野県に普及していった過程においては、利用者に支持された機能は域外再送信であり、一部の局は経営基盤が安定するのを待って自主放送に踏み切るという経過をたどった。さらに、最近ではどの地域の CATV の場合にも、衛星放送を目当てに CATV に加入する利用者が多い。

このように、CATV 利用者の支持を得て経営を支えてきたのは、難視聴対策としての域内再送信、モア・チャンネルとしての域外再送信、衛星放送の再送信といった機能であった(図 2、参照)。こうした再送信の機能はいずれも、普通

のアンテナでは見ることができない「テレビ」放送がCATVに入ると視聴できる、という共通の構造をもっている。再送信に依存せずに経営的成功を収めている例としては、特殊な事例であるJCTV/CNNが挙げられるが、これも(例えば在日米国人の立場になってみれば)一種の域外再送信的な性格を共有しているといえる。

これに対し自主放送は、従来の経験から見る限り、利用者をCATVに引きつけて経営を支える力は弱い。特に、自主制作番組は、地域社会からの要望は強い上、CATVに従事する関係者の間でも「地域メディア」としてのCATVに対する使命感から情熱をもって取り組む人々が多いが⁸⁹⁾、同時に、ある程度以上の人員の配置や制作費の投入を必要とする。CATV経営という面からいえば、自主制作番組への取り組みは、それによって地域社会においてCATVへの社会的認知・受容が進行するという無形の利益はあるにせよ、ほとんどの場合は社会的還元といった性格をもっている。

また、現状においては、サプライヤーの供給するCATV独自の番組も、CATVの経営を支える柱としては有効には働いているとはいえない。現段階では、番組供給事業から現に十分な収益を上げているサプライヤーは存在しないし、単なる番組供給ではなく現に(ビデオ・テープによって)チャンネル供給を行い、あるいは近い将来の(通信衛星を介しての)チャンネル供給に向けて即応体制が取れているのは、スターチャンネル、JCTV(CNN)、BCN(後楽園チャンネル、ブックチャンネル)など比較的少数しかない⁹⁰⁾。

確かに、アメリカにおいてもCATVネットワークの発達は通信衛星を介したネットワーク形成が可能になった1975年以降であったから、現段階でわが国におけるサプライヤーの活動を評価することは時期尚早に過ぎよう。しかし、近い将来、CATVネットワークが構築されても、直ちに番組制作費に巨額をかけられるようになるわけではない。CATVネットワークの供給するチャンネルは空中波テレビに対する「もう一つのテレビ」=オルタナティブ・メディア(alternative media)⁹¹⁾として機能するのが精一杯ということになろう。

しかし、CATVがチャンネル格差を是正する再送信機能に依存しながら発展してきたことから明らかなように、少なくとも現段階でCATV利用者が求めているのは、「テレビらしいテレビ」番組であり、決してオルタナティブ・メディアとしてのCATV独自番組ではない。したがって、今後はチャンネル・サプライヤーが、空中波テレビに匹敵ないし凌駕するような「マス・メディア」としての質をもった番組を供給できるかどうかが目ざされる⁹²⁾。それだけでなく、CATVが、空中波テレビに依存しない真に独自性をもったメディアとして存在意義を主張するためには、そのような「マス・メディア」としてCATV利用者に支持されるチャンネルが出現しなければならない。

他方、これとは全く逆に、大都市部などで、従来にはなかった何らかのオルタナティブ・メディア(具体的には、地域向け自主制作以外の少数向け放送)が商業的にどの程度まで可能か、といった視点も今後重要になろう。この問題は、チャンネル供給料金、ないしチャンネル・リース料金の設定など、様々な不確定要素が絡むため、短期的にどのような展開が見られるかは予断を許さない⁹³⁾。しかし、長期的にはチャンネル配給コストも制作コストも低下が期待できるし、ケーブル容量も技術革新に伴って増大すると思われるので、やがては比較的限られた数の視聴者に支えられるオルタナティブ・メディア的チャンネルも多様化が進むことであろう。しかし、この機能はあくまでも付随的なものであり、新たな「マス・メディア」機能の魅力によってCATVの普及が急速に進むことが、「オルタナティブ・メディア」機能の発達の前提となることはいうまでもない。

c. 「民意」の問題点

地方公共団体などが直接運営に当たる場合をはじめ、CATVの運営が公共性の強い形で行われる場合、営利企業のように「売上」を指標とした方法では利用者の支持が的確に測れないことがしばしばある。その理由は、そもそも全戸加入であったり、利用料金が「無料」であるなどいろいろとあるが、いずれに

せよその原因は、当該 CATV が商取引の積み重ねによって成立したものではなく、行政ないしそれに準じる公共セクターが CATV を成立させてしまっているところにある。

公共的政策として CATV 構築やその後の運営は、何らかの行政的・政治的回路を通じて表現される「民意」によって支持、ないし牽制される。具体的には、議会活動や住民運動、あるいは日常的な投書・苦情などによって、CATV に対する「民意」が表明され、CATV の運営にフィードバックされることになる。仮に利用者から支持されない機能や運用法があれば、その継続に対する不満が何らかの形で「民意」として出現し、公共セクターは見直しを迫られる、というわけである。

ところが、営利企業にとっての「売上」と公共セクターにとっての「民意」の間には大きな違いがある。前者に比べると、後者は曖昧な性格で解釈の余地が大きく、また時として相矛盾した要求を並行して表明するのである。営利企業にとっては、「売上」の優る＝利用者の多数に支持される機能の経営上優先も、その逆も、当然の営為であるが、公共セクターにとっての「民意」は、単純に多数の意向だけで決するものではない。相矛盾する様々な「民意」の調整には、相当の時間と労力が必要となる。そして、調整のために CATV 運営上の決断が遅れることによって、運営環境が悪化して問題が生じ、最終的には運営が行き詰まってしまうこともある⁹⁴⁾。

したがって、公共的な性格の強い CATV を支える基盤を考察する際には、資金の流れに加えて、公的支出を支持・牽制する様々な要素についても適宜検討することが必要となる。そこでは、地域社会の権力構造や、様々な社会運動の力が、どのように CATV に関係するかが肝要となろう⁹⁵⁾。

4. CATV の存立基盤にみる地域差

a. 農村部

一般的にいえば、農村部においては営利性が高い投資によって CATV を成立させることが困難であり、何らかの形で公的なセクターから公共性の高い投資が導入されない限り CATV は成立しない。ただし、1960年代以前のサテライト置局が遅れていた段階においては、農村部といっても多少の人口集積のみられた地域では、郡上八幡町のような地方小都市に準じて、あるいは自然発生的に、あるいは地域の電機商が音頭をとって、共聴施設組合が生まれた地域もあったようである。これを「営利目的」の投資と考えるのは不適當かもしれないが、少なくともテレビの有無を問う段階では（チャンネル数の多寡を問う段階とは違って）、地域住民から自発的な直接の出資を集められたわけである。もっとも、当時の施設はごく簡単なものであり、施設投資の額も大したものではなかった、という側面もある。しかし、いずれにせよ CATV が単なる共聴施設の域を超えた段階で、純然たる農村部に CATV が成立するためには、何らかの公共性の高い投資が不可欠である。

具体的には、町村や農協などが投資の主体となり、補助金などもからんで展開するのが農村部における CATV の特徴となっている。その最も典型的な形態が MPIS 施設であり、それに準じた農村型 CATV である。もちろん、それ以外にも補償施設や組合形式の共聴施設などがないわけではないが、大半は小規模施設・届出施設の域にとどまっており、全体的にみれば重要性は薄い。農村型 CATV の成立に際しては、町村や、その下部単位としての「区」といった行政組織、あるいは農協などを通じ、農村的地域社会における社会構造に沿った形で合意形成がなされ、そこには様々な社会的な力も作用する。

農村型 CATV の投資主体となる町村や農協は、主として広報活動の一環として CATV 事業に取り組んできた。従って、自主放送の内容などにも、広報的なものが大きな位置を占めることになる。今後は、農業分野における高度情報化の進行と共に、単なる広報媒体としての機能よりも、営農の情報化・高度化などの手段として活用されるものと期待されているが（主として農水省による補助金の意図もそこにあるが）、当分の間は農村型 CATV ＝公共的広報媒体とい

う図式に大きな変化はなさそうである。

b. 地方都市

CATV 事業に対する「営利目的」の投資が成功し、CATV がいち早く発達したのは、域外再送信の魅力によって多数の加入者を獲得できた地方都市においてであった。CATV が域外再送信をサービスの柱に据えることができた代表的な地域は、東京波の受信点が得られ、再送信同意も獲得できた山梨県・長野県・伊豆半島などで、こうした地域における CATV は、東京など大都市部とのチャンネル数格差を埋める機能を果たしている。

逆にいえば、域外再送信ができない地方都市においては CATV の成立は難しいのである。CATV を地域メディアとして捉え、むしろ自主放送(特に自主制作)によって支持を獲得しようとする試みは、いわゆる「地方の時代」論とも共鳴した地域メディア論への関心の高まりの中で各地の地方都市で展開されたが、そのほとんどは短期的にみる限り商業的には成功していない。実際、一部には事業化の断念や経営不振も表面化している⁹⁶⁾。域外再送信サービスに匹敵するような CATV 独自の魅力あるチャンネルがまだ登場していないわが国の現状では、域外再送信なしの地方都市 CATV 事業はフィージビリティが低いといわざるを得ない。

このように重要な域外再送信の実施には、受信点の確保という物理的／立地的要件と再送信同意の獲得という経営的要件の双方が満たされる必要がある。前者はチャンネル数の多い隣接地域(多くの場合、関東など大都市圏)に恵まれる、という意味であり、いわゆる周縁日本といった概念に該当する地域では、この要件を満たすことは難しい。一方、後者は当該地域に存在する民放テレビ放送局数と深い関係があり、既に主要な民放ネットワークに対応して4局の置局が済んでいる地域においては、再送信同意の獲得は困難である⁹⁷⁾。

なお、特に地方都市の場合、CATV 事業の許可申請の段階で郵政省側(出先機関である地方電監)は、申請者が地域社会の支持を取りまとめているかどうか

を重視し、強く指導もしている。この結果、比較的最近に成立した CATV 事業者の場合、核となる出資者とは別に、その地域の有力企業や公共団体などが少額出資者として網羅されていることが多い。これは、「地域レベル」における「公共目的」の投資の一種である⁹⁸⁾。

c. 大都市(都心)

東京などの大都市部においては、すでにテレビのチャンネルが揃っていることもあって、地方都市にみられたような形での CATV の展開は実現しなかった。いわゆる「都市型」が注目を集めるまで、特殊な形態をとった JCTV を別にすれば、自主放送は一部の施設で実験的にみられたただけであった。類例のないユニークな存在である JCTV は、付加価値の高いサービスをごく少数の支払い能力が高い層に供給するクリーム・スキミング(上層吸収)戦略をとり、極端に大きい回線コストの下で営利的経営を可能にした。一方、東京ケーブルビジョン(TCV)新宿地区などでは、非営利的経営の下で可能な範囲内で、自主放送実験が展開された⁹⁹⁾。

いわゆる「都市型」のシステムは、少なくとも現状では、経営的採算が取れていない。にもかかわらず、各地で有力企業が出資する形で会社の設立、施設の設置が続いている背景には、CATV の利権としての側面がある。域外再送信や衛星放送に依存せず、CATV が CATV 向け番組／チャンネルで経営基盤を支えることは困難な点が多いが、今後の展開が予想されるスペース・ケーブル・ネットワークによってチャンネル供給コストが低下すれば新しい展開があるかもしれない。他方では、利権としてのシステムの価値を高める意味からも、非・映像系のサービス開発が今後の焦点となってくる可能性も高い。

しかし、少なくとも都心部の都市型については、にわかに採算性が好転するような事態の展開は考えにくく、当分の間は地道な加入者獲得努力による普及率向上が最大の課題となってくるだろう。そのためには、魅力ある多数の自主放送チャンネルを揃える必要がある。多数のチャンネルを自主制作することが

困難である以上、CATV の番組／チャンネル供給事業への依存は避けられない。「都市型」の成否はサプライヤー次第といえるのである。

d. 大都市（郊外）

将来、CATV が普遍的なインフラストラクチャーとして普及するような事態を想定すれば、大都市郊外はその市場規模において重要な位置を占めることになる。郊外に普及することは、CATV が不特定多数のマスを対象とする媒体となるために絶対不可欠だからである。

こうした観点に立つと、1970年代末から1980年代にかけて、各地の郊外ニュータウンなどで様々なCATVの実験が行われたことは見逃せない。その代表的な事例である、多摩CCISと東生駒Hi-OVISについては、詳細な報告書のほか、様々な立場からの論評がなされているので詳述は避ける。しかし、こうした「国家レベル」の「公共目的」の下で展開された実験の成果が、郊外におけるCATVの商用化に直結するものでなかった、あるいは商業ベースで展開し得る郊外CATVへのシナリオを見いだすことができなかったことだけは確かであろう¹⁰⁰⁾。

むしろ郊外の動向として注目されるのは、住宅地の新規開発に伴う大規模な共聴施設の普及である。既成市街地の場合とは違って、CATV敷設のコストは割安になるし、CATVに対する十数万円の負担も、数千万円以上の不動産の購入に際しては大したことはない。難視聴地域でなくとも、町並みの美観なども理由に、分譲地の付帯施設としてCATVを敷設する例のような「付加価値目的」の投資や、中高層集合住宅の建設に際して、都市難視聴への補償施設として周辺地域にもCATVを敷設する例なども、特に首都圏の郊外では目立っている。こうした施設は、当分は単なる共聴施設としてしか機能しないだろうが、将来的には地域のインフラストラクチャーとして、ホーム・エレクトロニクスやセキュリティといった機能と結びついて重要な役割を演じ得るものと期待されている。

さらに、私鉄資本によるCATV事業への参入は、沿線開発～地域独占といったわが国の私鉄資本の展開の歴史の中で理解されるべき動きである。都心部の「都市型」CATVが程度の違いはあれ、寄り合い所帯となっているのに対し、私鉄沿線の郊外では、特定の電鉄グループが支配するCATVが登場し、鉄道に沿って幹線ケーブルを敷設し、不動産開発と結びついてCATVを普及させる、といった動きが出始めている。同じような「利権目的」の投資であっても、都心部と郊外では多少の違いも出てくるのである。

5. まとめ——存立基盤の構造

CATVの存立基盤は、CATV事業に流れ込む資金に注目して分析するのが有効である。CATVの〈存立〉とは、CATVが存在しないところからまず〈成立〉し、それが維持・継続されて〈在続〉することである。〈成立〉に必要な「投資」は、何らかの主体が起業家となり、一定の目的をもって行う。〈在続〉のためには、利用者／地域社会の支持が、「売上」といった形で直接の資金の流れを生むか、公共セクターによる資金投下を是認する「民意」を形成する必要がある。地域に潜在的なCATVへの需要（利用者／地域社会の支持）があっても、起業家が出現し得る構造がなければ、CATVは〈成立〉しない。逆に、起業家が出現してCATVが〈成立〉しても、利用者／地域社会の支持がなければCATV運営は行き詰まり、〈在続〉は困難になる。

安定して〈在続〉するCATVの形態は、CATVの置かれた地域の状況によって様々であるが、基本的な4つの地域類型によって整理すると、同一類型に整理される地域のCATVには共通点が多く認められる。これは、〈成立〉段階における「投資」や、〈在続〉段階における「売上」ないし「民意」が、それぞれ地域類型によって異なった形態になるためである。

なお付論すれば、「売上」ないし「民意」は、CATVの提供する機能に対する支持の表明であり、新たな機能が出現すれば、それに沿って状況の変化が生じ

ることもある。これに対し「投資」は、むしろそうした変化を見越し、実際の変化に先んじて行われるため、「投資」の動向は行政・制度面の変化やそれを契機としたブームに左右されるところが大きい。いずれにせよ、それぞれの段階における状況の変化も、同一の地域類型においては共通した形で進行してきたし、今後も同様の展開を見せるものと考えられる。

注

- 1) テレビの場合には、「共同視聴施設」あるいは「共同聴視施設」などともいう。ラジオに関して共同アンテナを立てる施設を「共同聴取施設」＝「共聴施設」といったことからこの表現が定着した。ラジオ共聴については、荒牧（1970、pp88～94）を参照。
- 2) 内川・稲葉（1982、p91）「CATV」の項を参照。
- 3) 普通のビルの共同受信システムなど、こうしたシステムはMATV（Master Antenna Television）とも呼ばれる。また、ホテルのシステムのように自主放送機能も備えた大規模なもの、閉回路テレビ（CCTV：Closed Circuit Television）と呼ばれ、しばしばCATVに準じて議論される。ホテルのCCTVでは、東京のホテル・ニューオータニの例がよく知られているが、ホテル以外にもデパート（有楽町西武が好例）、学校（筑波大学のUTVが代表例）などの例がある。
- 4) 郵政省の造語を嫌い、より英語に近い表現で「サテライト・ケーブル・ネットワーク（Satellite-Cable Network）」と呼ぶ人々もいる。
- 5) 双方向通信の実験は、1970年代後半の実験施設でいろいろ試みられた。現在では、諏訪のレイクシティ・ケーブルビジョン（LCV）が第一種電気通信事業者の免許を取って、様々な双方向機能の利用実験に取り組んでいる。岡谷市・日本電気（NEC）と共同で行われている岡谷市の上水道管理システム（白石、1988）は、その代表例といえるものであるが、その他にも厚生省の実験として行われている医療支援システム（諏訪市の病院・老人ホーム、原村の診療所などをネット）、原村での水道集中検針などがあり、いずれも今のところは実験として取り組まれている（山田武志、1987）。
- 6) 後述の、第II章第2節bを参照。
- 7) NNS甲府局は、1983年4月の定時自主放送開始以来、朝7時からのNHKニュースを9時から、同様に昼12時からのを12時40分から、夜7時からのを8時から、それぞれ異時再送信している（小玉、1984、p224）。
- 8) 実際にテレビ放送が視聴されている地域については、(社)日本広告協会（JAA）が民放局について1967年以来隔年で全国的調査を行い、「民放テレビ局エリア調査」として結果を発表している。最新版の「まえがき」によると、放送区域と実際のカバレッジの乖離は最近では縮小しつつあるという（日本広告協会、1988、p1）。しかし、瀬戸内海地方や北部九州などを中心に、放送区域外への放送電波のスピルオーバーは各地で見られる現象である。

- 9) 放送をあまねく普及させるという精神から、有テレ法第13条第1項は、難視聴地域（「受信の障害が相当範囲にわたり発生し、又は発生するおそれのあるものとして郵政大臣が指定した区域」）を放送区域とする放送の再送信をCATVに義務づけている。
- 10) こうした場合の設置理由には、画質の向上、都市美観（アンテナのない街並）、雪害・塩害によるアンテナ損傷の排除、などがある。
- 11) 「モア・チャンネル」という表現は、自主放送チャンネルの複数化を意味することもあるが、ここでは域外再送信による番組多様化も含めて、視聴可能なチャンネルが増えることを一般に指すこととする。
- 12) 有テレ法、第13条第2項は、域外再送信に際しては、元の空中波放送局の「再送信同意」を取ることを定めている。この同意に基づいて、CATV側は規模に応じた一定額の著作料をテレビ側に支払っている。長野県や山梨県のように民放置局の遅れた地域では、比較的容易に再送信同意が得られ、後から遅れて成立したCATVも先例に習って再送信同意を得やすかった。ところが民放置局の先行した新潟県では、在京民放側が系列の地元民放の利益を尊重したこともあって、受信点を得られても（東京波は全て東京タワーから同じ出力で発信されている）、テレビ東京以外の再送信同意は得られない状況にある。
また、長野県東信地方では信越放送（SBC）真田局が第7チャンネルで放送しているため、一部帯域の重なる東京の第8チャンネル＝フジテレビの受信状態が悪く、正式な再送信に踏み切るのが他の在京民放よりやや遅れた。このように、局地的事情によって域外再送信の可否が左右されることもある。
- 13) こうしたシステムでは、山の尾根など市街地から離れたところに受信点があることが多く、市街地のサービスエリアまで数kmも幹線を引かなければならない場合が多く、光ファイバー幹線の導入に積極的である傾向がみられる。
- 14) 人間がカメラの前で話す場合だけでなく、リアルタイムでパソコンがアウトプットする画面をテレビ信号に置き換えて送出するような場合も、これに準じて考えてよい。
- 15) 同様に考えれば、再送信は空中波放送を媒体としていると論じることもできよう。
- 16) 穂高町のあづみ野テレビ（ANC）のように、番組制作をいっさい業務委託（受託者：長野東通）してしまう場合も自主制作に含める。
- 17) 少数の出演者の（上半身だけの）バースト・ショットに終始する限りはこれで足りるが、それ以上の大きな物や動きのある映像は撮れない。
- 18) テレビ松本（TVM）は、事務所の入居しているビルの1階にある喫茶店の一部をトーク・バラエティ番組のスタジオに使っている。また、つくば市の研究学園都市コミュニティケーブルサービス（ACCS）や帯広シティケーブル（OCTV）などは、それぞれ百貨店などのスポンサーシップの下で市内のショッピング・センターにサテライト・スタジオを設定し、番組を制作している。
- 19) CATVの屋外取材には、CATV局によって多様なレベルのビデオ・カメラが使用されている。特に、テープの規格を巡っては、CATV関係者の間でも3/4インチが必要

という意見と、家庭用と同じ1/2インチで十分という意見が並立している。中には、届出施設である西軽井沢ケーブルテレビ(御代田町)のように、8ミリ・ビデオで取材してきた素材をほとんど無編集で放送しているところもある。

- 20) 例えば、TVMは『信濃毎日新聞』、LCVは『南信日日新聞』と提携している。また、新聞社が出資してCATVを設立したところでは当然強い協力関係があり、OCTVと『十勝毎日新聞』、一関有線テレビ(ICV)と『岩手日日新聞』などが例として挙げられる。
- 21) TVMの場合、市などの行政関係の他、積極的に広報資料などを提供してくる百貨店、郵便局、学校などの話題が「ニュース」として取り上げられることが多い。
- 22) 家庭用ビデオ・カメラの広告が(特にその初期に)「子供の姿の記録」というコンセプトで制作されたことを想起すれば、われわれの(個人的映像)に対する態度は容易に理解されるが、CATVの自主制作番組は最も身近なスケールのコミュニティ・メディアであるために、一般のテレビ放送とは違った性格の需要が存在するのである。
- 23) 特に、テレビ東京系やテレビ神奈川など独立UHF局系の番組は、時折CATVにもネットされている。いずれも、それぞれのチャンネルの域外再送信が物理的に不可能な地域もCATVに対する番組供給であるが、UHF波の方が域外再送信の可能な範囲が小さいので、今後は独立UHF局の番組が特に注目される。
- 24) 洋画の字幕は、劇場公開用とビデオ用とでは方式が異なっているのが普通である。吹替えのない洋画のテレビ放送も、ビデオ用に作られた字幕入りであることがほとんどで、視聴者にとっては(多少の編集はあっても)ビデオで見るのと全く同じ、ということになる。ただし、CATV局への配給媒体であるビデオ・テープは、市販用とは違って、テープ幅3/4インチのUマチック規格であることが多い。
- 25) 従来は、電通メディア開発局の手掛けるジャパンケーブルネットワーク(JCN)や、東急エージェンシー系の日本番組供給(JPS)など広告会社系が中心であった。しかし最近では、住友商事のような商社が自ら番組供給事業に乗り出しているほか、新聞社、出版社、放送局、レコード会社などが、(単なる相乗りという程度ではなく)出資の中心になって番組供給会社を設立している。
- 26) CATVに加入さえすれば視聴できるチャンネルを称して「基本(ベーシック)サービス(basic service)」といい、これに対し視聴に追加料金が必要なチャンネルは「有料(ペイ)サービス(pay service)」と総称され、そのうち視聴時間に応じて利用料金が変わる方式を「ペイ・パー・ビュー(PPV: pay per view)」という。
有料サービスはそれぞれ独立したチャンネルとして導入し、契約に応じて加入者側のコンバーターでスクランブルを解く方法を取る。特に、PPV方式は完全双方向機能を前提とし、家庭の端末に取り付けられた装置で視聴の意志表示をすると、スクランブルが解除されると共に、視聴を示す信号が局側に上り回線を通じて送られる。
わが国では、有料サービスは活発とはいえず、PPVの事例も少ない。わずかに、アメリカの映画会社4社(MGM/ユニバーサル、MGM、UA、パラマウント)の劇映画

をノーカット字幕入りで年間150作品以上のペースで供給する「スターチャンネル」が比較的広く受け入れられている程度である(中村、1987)。また、英語ニュース「CNN」も一部では無料になっているが、原則は有料サービスである。

- 27) 自主放送チャンネルの空き時間の埋め方としての「おしらせ」の類は、最も原始的には「おしらせ」を書いた紙や白板を固定カメラで撮りっぱなしにする、という方法で行われてきた。現在でもSHKなど相当数の局がこの方法である。しかし、最近、主流になってきたのは、予めテロップなどによって電子的に用意された画面のメッセージを自動的に循環させながら提示する、一種の文字情報に準じたシステムである。
こうした文字放送の時間を自主放送時間に参入するかどうかは、意見の分かれるところであり、自主放送時間について郵政省の照会に対する各CATVの回答をみても、判断にはばらつきがあるようである。
- 28) 厳密に言えば、「通信」として入ってきたものを「放送」として送信するのであるから、「放送の再送信」ではない。しかし、入ってくる映像信号を「たれ流す」という意味では、「映像/信号の再送信」とはいえるだろう。
- 29) わが国では、新聞社(朝日、読売、日本経済)や通信社(共同)がそれぞれ独自に文字情報システムを構築し、ホテルやマスコミ関係の事業所などに端末が設置されているほか、CATVや、NTT系の文字図形情報システム・CAPTAINなどへも提供されている。
- 30) 信濃毎日新聞社が1988年10月に供給を始めた「信毎文字ニュース」(愛称S-Vision: Sinmai-Visual Information Service Integrated Original News)は、県下のCATV自主放送局11局と、キャプテン信州にネットされており、県下の10万世帯でアクセス可能とされている。
- 31) 詳細な報告は出ていないが、1988年の全国都市対抗野球大会が東京ドームで開催された際、文京ケーブル・ネットワーク(BCN)は、自主放送チャンネル「後楽園チャンネル」で放送した映像の一部(特定の試合)を、出場したある企業の全国の事業所(のCCTV)にNTT回線を介して提供したという。つまり、テレビ放送がされていない試合でも、その会社の全国の事業所ではテレビ観戦ができたわけである。
- 32) 1970年代に開局した地方都市のCATVには、こうした例が多かった。LCVやTVMはその典型である。しかし、最近では新規開局時から自主放送に踏み切る局も少なくない。長野県の事例について論じた、山田(印刷中)を参照。
- 33) 補償施設は、原因者(特に、電力や鉄道関係が多い)が資金を提供して建設するが、運営は地元が組合を作った上で業務を、CATVの管理・運営を受託する公益法人[勸東京ケーブルビジョン、など]や営利企業[東京電設サービス㈱など]、あるいは地方自治体などに委託する場合が多い。このため、補償施設を利用して(補償対象である)域外再送信以外のサービスを行うためには、通常、施設受益者全員の同意を得なければならない。これは、新規のサービスによって利用料(しばしば無料)が引き上げられることを考えると、事実上は不可能に近い。

ところで、補償施設はその性格上、行政単位とは無関係に施設許可が下される。つまり、一般の許可施設とは違って、同一市町村内に複数併存することもあれば、複数の行政区域にまたがることもある。このため、既に補償施設が存在するような地域に自主放送 CATV が展開しようとする場合には、技術的には自主放送局と補償施設を連結すれば一挙に加入者が獲得できるような状況であっても、実際には逆に補償施設が自主放送局の展開の障害となるのが普通である。

例えば、一関市では、ICV が開局した1981年以来働き掛けを継続しているにもかかわらず、東北新幹線高架建設に伴う補償施設である一関地区テレビ共同受信組合との接続が実現できないままになっている。しかし、京都府・和束町の MPIS 施設のように、補償施設（補償者：関西電力）の取り込みに成功している例もある。

- 34) 『自主放送を行う有線テレビジョン放送事業者一覧表』と題されたこの文書は、最近まで(1987年に発表された、1987年3月末現在のものまで)郵政省放送行政局有線放送課が内部資料として作成し、関係者の希望に応じて閲覧・複写を許すという形を取っていたが、1988年に発表された1988年3月末現在の分から、『有線テレビジョン放送許可施設一覧』などと合本で、同課の監修を受けて(株)日本 CATV 連盟 (JCTA) が制作し、一般にも頒布するようになった。
- 35) 「第3世代」が具体的に語られる以前に「第2世代」を論じた代表的な論文に小松崎 (1974) がある。この論文の中には、「第三世代においては、双方向コミュニケーションが可能になるといわれている」「第四世代 CATV の段階になると、交換機能をビルトインするといわれている」といった表現もあるが、明確な定義とはいえない。
- 36) 郵政省資料には、「都市型 CATV の開局状況」といった表もあり、1988年3月末現在で開業しているものとして8局、1988年4月開業予定として4局を挙げている。このうち双方向機能はすべてに備えられているが、完全双方向の段階には達していなかったり、利用されていなかったりする。また長野のインフォメーション・ネットワーク・コミュニティ (INC) は自主放送が3チャンネル（これには、他のチャンネルの内容を16分割画面で見せている案内チャンネルが入っているの、事実上は2チャンネル）しかなく、自主放送の数が不足している。さらに実際に引込端子を1万以上設置済みのものは12局のうち6局だけであった。
- 一方、例えば、LCV は双方向機能を実験とはいえ最も積極的に活用している CATV であるし、上田ケーブルビジョン (UCV) は文字情報チャンネルを含めれば5チャンネルを達成している。どちらのシステムも加入者は軽く1万を超えている。
- 37) 日本放送出版協会 (1988, p102)。
- 38) 例えば、伊藤・大石 (1986)、参照。
- 39) 1954年の開設という説もある(例えば、安井、1974, p31; 石黒、1984, p195)。もっとも、これらは詳しい根拠・典拠を示した記述ではなく、誤記の可能性もある。
- 40) 柳井 (1975, pp54~55)、参照。ただし、同論文中にこれと矛盾した記述 (p46) もあり、これも誤記の可能性がある。

- 41) 竹河 (1972, p 9)、参照。
- 42) 桂 (1972, pp182~186)、電子通信学会 (1986, p 5)、参照。その後、1969年度から1983年度までは、NHK が施設の主要部分を設置し、地元側が引込・宅内施設相当分を負担する「幹線貸与方式」によって約11000施設 (約75万世帯) が設置され、NHK は約310億円を負担した。
- 43) 詳しくは、山田 (1988 a)、参照。
- 44) 郡上八幡、下田の他に1960年代の先駆的自主放送局としての詳しい報告のあるのは、柳井 (1975)、田村 (1976) が論じている京都府網野町の「網野テレビ共同視聴施設組合」(自主放送は1966年開始、1970年代後半に廃止?) だけである。この他、兵庫県香住町「香住テレビ協会」(自主放送開始1964年)、和歌山県新宮市「新紀テレビ有限会社」(自主放送開始1965年)、京都府福知山市「福知山テレビ協会」(自主放送開始1965年) などの名が各種文献に見られる。このうち前者2者は1960年代のうちに廃止され、「新紀テレビ」は1970年代前半に廃止されたようである。なお、このうち「新紀テレビ」は1970年代前半に廃止されたようである。なお、このうち「新紀テレビ」は最盛期には加入者7500と、当時わが国では最大規模のシステムであったという(電子通信学会、1986, p 3)。
- 45) 下田市の CATV は、1956年に電機商の共同経営で始まったが、1961年には加入者の自主運営となり、任意組合「下田テレビ協会」が発足した。その後、1970年に、システムの更新を契機に任意組合を株式会社に改組し「下田有線テレビ放送(株)」となった。したがって、下田有線テレビ (SHK) とは、下田テレビ協会~下田有線テレビ放送(株) のことである。竹河 (1972, p9~11)、参照。
- 46) 『CATV データマップ』は、毎年「日本の CATV 近〇〇年史」(88年版では近20年史) と題した年表を掲載しているが、その始点は NCV の目論見書提出 (1968年7月1日) である。
- また、桂 (1972, p187) は次のように象徴的に述べている。「日本 CATV 史がもし書かれるとしたら、株式会社日本ケーブルビジョン放送網の名を逸することはできないだろう、と誰もが言う。冷静に振り返ってみると、日本ケーブルテレビジョンの存在ほど、事実がまったく意外なくらいチッポケだったわりに、社会的なインパクトの大きかったものはない。」
- 以下、NCV~TCV の経緯については、TCV への聞き取りを行った上で、荒牧 (1970)、桂 (1972) などを参照した。
- 47) 「郵政省は、…暫定措置として…第一〇条の一「臨時かつ一時の目的のために行われる有線放送の業務」に該当するものとして法律の適用外とし」という(荒牧、1970, p98)。
- 48) この経過を捉え、桂 (1972, p190) は次のように述べている。「NCV は独立企業としての活動を一カ月に停止してしまっただけだが、その後の経過をみた口の悪い人は、あの時点で NCV が強引につっ走ったらどうなったか、いろいろ想像をたくましくし、結局、今の状態よりは少なくともよくなったのではないかと断じたことを、私はおぼえている。つまり、それくらい NCV の取捨策はまずかったのだ。内容に即してというと郵政

- 省の行政指導に、全面的にしがってしまった。』
- 49) 日本新聞協会は、新聞社、通信社、放送局を網羅したマスコミの業界団体である。電電公社と東京電力は電柱共架問題が絡んでいたが、電電公社は当時から独自の CATV 構想を持っていたようである。
- 50) 具体的には、(財)京阪神ケーブルビジョン(KCV:1970年5月設立)、(財)名古屋ケーブルビジョン(NCV:1970年11月設立)、(財)福岡ケーブルビジョン(FCV:1970年11月設立)が発足した。出資内容はTCVがモデルとなったが、NCVはTCVにしか関与せず、財団法人化は事実上、関係業界による大都市CATV事業の囲い込みとなった。なお、TCVは関東一円の大規模共聴施設の設置・運営の受託業務の他に、調査・研究機関としても機能し、その後の郵政省の政策とも関係を持った。
- 51) ここでは「有線都市(wired city)」をめぐる当時の論調には触れない。さしあたり、『放送学研究』No.26(1974)〈特集〉有線都市論、所収の各論文を参照されたい。
ちなみに、最近刊行された論集“Wired Cities”の序文は、1970年代当時の有線都市論について次のように断じている。“Historically, it (= the wired city) is problematic because it began in the early 1970s as an exciting vision of the future of communications only to be discounted as a utopia scheme before the end of the decade.”(DUTTON *et al.*, 1986, preface)
- 52) 桂(1972, pp191~202)は、「CATVの実態はあいかわらず共聴以上に出ていないのに、一九六〇年代が終りになるにつれ現実のCATVをはるかに超える甘美な期待が漂いはじめ」「期待のエスカレーションに比例してたかまってきた内面の不安にたいしては、なんらかの救済策」が必要となり、セミナーが流行したと当時の状況を分析している。
- 53) JCTVについては別稿で論じる(山田、投稿中)。池田町CATVについては、藤岡(1974)、安井(1974)などを参照。館山市の教育CATVは、教育委員会が文部省から補助金を受け、学校、幼稚園、保育所、公民館などを結んだ学校間通信の試みである(柳井、1975, p47)。東急電鉄の実験は、田園都市線沿線の江田地区で208世帯を対象に短期間の自主放送を行ったものである(鯨井、1984, p171)。
- 54) 鯨井(1984, p173)、参照。
- 55) 「日本のCATV近20年史」(注46)は、1977年の標題を「CATV低成長期にはいる」としている。
- 56) 域外再送信の条件に恵まれた長野県におけるCATV局の普及過程については、別稿(山田、印刷中)、参照。
- 57) CATV=広帯域伝送路の高度利用の実現に向けた実験施設について、郵政省は「同軸ケーブル情報システム(CCIS)調査会」を設置し(1971年9月)、多摩CCIS実験構想(1972年6月発表)を作成し、その実験実施主体として(財)多摩ニュータウン生活情報システム協会を設立していた(1972年12月20日)。一方、通産省も1971年6月に日本電子工業振興会を中心に「地域情報システム調査委員会」を設けるなど、CATVと密接に

関係する調査・研究を進め、モデル実験を行う主体として(財)映像情報システム開発協会を設立していた(1972年5月12日)。

(財)生活映像情報システム開発協会は、(財)映像情報システム開発協会を引き継ぎ、(財)多摩ニュータウン生活情報システム協会と統合する形をとり、郵政省と通産省の認可を受けて1973年6月20日に設立された組織である。その設置に伴い(財)多摩ニュータウン生活情報システム協会はいち早く解散した(3月23日)。(財)生活映像情報システム開発協会は、多摩CCIS実験と東生駒Hi-OVISの初期の実験を実施したが、多摩CCIS実験の終了(1980年10月)後に解散し、これを引き継いで通産省の認可による(財)映像情報システム開発協会が再発足した(1981年3月)。

- 58) 多摩CCISについては、簡潔にまとめられている新井(1977)を参照。
- 59) 東生駒Hi-OVISは、(財)生活映像情報システム開発協会の解散後、通産省系の組織である(財)映像情報システム開発協会に引き継がれ、さらに同財団を改組拡充して設けられた(財)ニューメディア開発協会(1984年10月設立)が実験を継続した。最終的には1986年3月に実験を終了した。

東生駒Hi-OVISについては、簡潔にまとめられている佐野(1983)を参照。また、(財)ニューメディア開発協会の発行した総合報告書要約編(ニューメディア開発協会、1987)が現在でも入手可能である。なお、(財)ニューメディア開発協会は、現在では通産省の「ニューメディア・コミュニティ構想」の推進組織として機能している。

- 60) (財)研究学園都市コミュニティケーブルサービスは筑波研究学園都市の都市難視聴解消と併せてCATVの高度利用を計るため、国土庁、郵政省、建設省の認可を受けて設立され、1985年3月から自主放送を含め、本放送に入った。1988年3月現在、加入者数25,216自主放送13チャンネルを含む26チャンネルの放送をしており、「いま、日本のCATV局のなかで、あえて“都市型”という施設があるとするならば、(財)研究学園都市コミュニティケーブルサービス(ACCS)だけであろう」(放送ジャーナル、1988, p29)と評価されている。
- 61) 最終報告書の主な内容は、CATV施設間の接続手段の比較検討、23GHz帯のCATV放送用マイクロ波伝送装置の開発、通信衛星=CATVネットワークの技術的側面や経済性の検討などとなっている。報告書は副題のみ異なる2冊の体裁を取り発刊された(都市の大規模有線テレビジョン放送に関する開発調査研究会議、1983a、b)。
- 62) INS(Information Network System:「高度情報通信システム」の意)という表現は、通信回線の伝送能力の飛躍的拡大を基盤とした新しい通信システムの名称として、当時の電電公社が喧伝していたものであるが、実際には電電公社独自の規格の名称と考えるべきものである。

その後、郵政省の指導もあって、高度情報通信システムは国際電信電話諮問委員会(CCITT:Comité Consultatif International Télégraphique et Téléphonique)が定めた国際標準に沿うISDN(Integrated Services Digital Network)へ規格が切り替わることとなり、NTTも最近ではINSという表現を使っていない。

- 63) テレビ松本は1983年4月から自主放送を開始したが、当時の正式社名はテレビ松本有線テレビ株式会社、略称はTMCといった。その後同年8月13日に社名を㈱テレビ松本ケーブルビジョンと改め、略称もTVMとなった。
- 64) 施設許可を受けた後、ICNは数次にわたって増資を行ったが、その過程で個人株主の後退、小田急電鉄の持株比率の上昇、そして最終増資段階でのTBSグループ各社の撤退などが起こった。現在では小田急電鉄がICNの株の半数近くを所有している。
- 65) 現段階ではNHK衛星放送は実験放送であり、料金を徴収していない。かねてからNHKは、受信世帯数百万をめぐりとした本放送への移行＝有料化の意向を表明していたが、1988年12月の記者会見で、11月末現在で衛星放送受信世帯数が1,202,500に達したとして、1989年度の事業計画案に衛星放送受信料の新設を盛り込むことを発表した(新聞協会報、1988年12月13日付)。また1989年2月10日には、料金月額910円を8月から徴収する方針が発表された。
- 実際に有料化となれば、NHK、各CATV局、CATV加入者間で料金徴収をめぐる多少の混乱が起こることにもなる。
- 66) ここで「都市型」とした14社の内訳は、1988年3月現在の郵政省資料で「都市型」の事例として具体的に名が上がっている12社と、それに準じた多チャンネル型として1988年10月に開局した2社である。
- 67) 前者の例である長野市のINCは、現段階では都市型CATVとして最大の7000世帯以上の加入者があるとされているが、自主放送は貧弱で、域外再送信と衛星放送が加入勧誘の主力となっており、既存の地方都市CATVと機能も経営基盤も変わらない。一方、後者の例である福井市のFCTVは全く域外再送信を行っていない。また、高知市のKCBは、独立UHF局であるサンテレビ(神戸)の域外再送信をしており、中間的な性格を持っている。
- 68) 残念ながら、契約者の加入動機に関する調査はあまり行われておらず、また結果が公表されている例はない。ここで述べているのは、各局の営業担当者への聞き取りの全体的傾向である。
- 69) NHKは、衛星放送受信料金の新設を表明している(注65)。衛星放送人気は1988年のソウル五輪前後を中心にCATVにとって有利な要素として作用してきたが、有料化によって状況は変化するかもしれない。また、衛星放送受信用のパラボラ・アンテナは、量産効果によって今後価格が下がっていく可能性があるのに対し、CATV料金は上がりこそすれ下がる見込みはない。現段階ではCATVの方が割安な感じがあるが、近い将来これも逆転するかもしれない。
- 70) 幹線双方向機能の使い方として最も一般的なのは、サテライト・スタジオや、市町村議会からの中継である。また、MPIS施設の農業気象システムや水源地管理システムも幹線双方向機能を活用した例である(山田、1988b)。
- 71) 例えば、東急ケーブルテレビジョンは、一部の集合住宅などを別として、完全双方向の機能をもっている。これによってPPVのサービスが可能になり、また自主制作番組で

- 番組からの視聴者プレゼントに対する応募を双方向機能を利用して集める、といったことも行われている。
- 72) 松平(1987、p20)、参照。
- 73) 例えば、津山放送(津山市)と洛西ケーブルビジョン(RCV:京都市右京区)で受け手への質問紙調査を行った多喜(1983)は、自主制作番組にはテレビ番組とは違ったスタイルが必要だとしながらも、「ただし、画像、音声、表情、ことばづかいなどについては、視聴者は自主放送に寛容でない」(p127)と指摘している。
- 74) この表は、供給されているチャンネルを内容によって分類したものである。内容が、多岐にわたるものは、中心となる内容によって分類した。例えば、OCV/ICNは、日本テレビ放送網の供給する2つのオンライン・サービス(ニュース専門チャンネルNCNと、東京ドームの巨人戦完全中継)を時間帯によって切り替え、一つのチャンネルとして供給しているため、チャンネルの名称は「NCN」であっても、内容はニュースとスポーツ(プロ野球)となっているが、ここではNCNの位置に置いた。また、東武グループがBCNに供給している東武チャンネルは、内容的にはインフォーマーシャル—東武沿線の風物紹介といった構成で、むしろ自主制作+娯楽に性格は近いが、BCNは制作に関係していないので「娯楽・その他」に分類した。
- 75) 東急ケーブルテレビジョンや近鉄ケーブルネットワーク(KCN)には、スターチャンネルとは別に、PPV方式の映画チャンネルがあり、注目される。
- 76) BCNでは、地域情報を中心とした文京区民チャンネル(ふれあい7チャンネル)のほか、講談社などと提携したブックチャンネル、後楽園スタジアムと提携した後楽園チャンネル、が自主制作番組を中心としたチャンネルとなっている。ブックチャンネルと後楽園チャンネルについては、番組/チャンネル供給が1989年以降可能になると発表されている。また、文京区民チャンネルの番組(「寺町散歩」など)は、他のCATV局との番組交換によって、東急ケーブルテレビジョンなどにも流れている。
- 一方、INCとSCATは、現状では定時枠の自主制作番組をもっていない。
- 77) スターチャンネルについては、中村(1987)を参照。
- 78) この他、吉本興業のように、CATV局向けではなく、衛星を介してビデオ・シアターへ舞台中継などを供給しようという計画を持つものなどがある。
- 79) CNNについては、山田(投稿中)を参照。逆に加工経費が比較的大きい例としては、アメリカのTBN(Trinity Broadcasting Network)の導入を図っている㈱こどもチャンネルなどがある。
- 80) 同様の事情はテレビ放送の後進国ではどこでも見受けられる。さしあたり、ジャマイカの例を論じたGOULD & LYEW-AYEE(1985)を参照。
- 81) これは民放2局地区の県域民放にほぼ匹敵し、また独自番組による実験放送開始後1年半を経たNHK衛星放送の約6分の1に相当する規模である。ただし、都市型CATVの成長速度は著しく、1988年の6月末から10月末までの4カ月で(都市型だけで)加入世帯が1万程度増加したという推定(放送ジャーナル、1988、pp28~29)もあ

り、20万というのはやや弱気な数字であるといえよう。

- 82) 戸村(1987)、参照。
- 83) 例えば、松平(1987、pp18~19)。
- 84) チャンネル・リースのように、CATV 施設の設置者と放送事業者が異なる場合もある。また、補償施設のように設置者と実際の資金提供者＝補償者が異なる場合もある。ここでは、一般に資金提供者の行為を投資と考えている。例えば、CATV 設置のために株式会社が設立されるような場合には、その会社への出資者個々が CATV に投資をしている、という見方をする。
- 85) 特に、地下埋設方式によって CATV を設置する場合は、アンテナや電柱のない「美しい街路」が分譲地売り込みのセールス・ポイントの一つとなる。逗子市の披露山庭園邸宅地(逗子市小坪1・2丁目)は、その最も徹底した例である(靱山、1987)。
- また、既に日本ネットワークサービス(NNS)甲府局の普及が著しい甲府市では、新規に販売されるマンションに予め NNS のケーブルも敷設しておき、マンションの分譲に NNS 加入を組み込むといった試みもなされている。同様の展開は、もともと地元不動産デベロッパー資本によって設立された佐倉市の東関東ケーブルテレビ二九六でも、出資元の不動産会社と連携する形で、試みられている。
- 86) 京都府・和東町の町営 CATV (WBS) は、関西電力の補償施設を利用した自主放送から始まり、MPIS 関係の補助金も得て現在のシステムが構築されたものである。
- 87) 実験施設などが、実験終了後活用されず、撤去されてしまうことがあるのもその表れかもしれない。東生駒 Hi-OVIS の施設は、実験終了後少なからず KCN に引き継がれたが、多摩 CCIS では、施設は全面的に撤去された。
- 88) 他のメディアではこのほか事業収入なども重要であるが、ここでは省く。
- 89) CATV 自主放送局を、テレビ＝マス・メディアと対置して「地域メディア」として捉える考え方は、自主放送＝自主制作であった1960年代の先駆的自主放送の中で生まれ、1970年代から1980年代にかけて、様々な地方論とも共鳴しながら、今日まで展開してきた。しかし、「第3世代」CATV の時代を迎えつつある今日では、「加入動機の側面からみれば」という条件つきながら、CATV を地域メディアと考えるべきではない、とする論調も強くなっている(松平、1987、p17)。
- 90) 松平(1988)は、CATV 事業者がベーシック・チャンネルの確保に支払える金額が加入者1世帯当り50~150円と低額にならざるを得ないのに対し、サブライヤーとしては200円程度を必要とすることを指摘した上で、「この落差をどうするかはキビシイ現実的課題である。但し、オペレーターの入金は当面固定的に考えざるをえないので、立ち上り期にはサブライヤーが将来発展を見越した安い配信料を打ち出さなければ展望は開けないことになる」と論じている(p32)。
- 91) オルタナティブ・メディア、および1980年代の思想潮流としてのオルタナティブ運動については、田村(1983)を参照。ただし、田村の議論はアメリカの雑誌メディアを中心に展開されている。テレビ放送におけるオルタナティブ・メディアについては、これを

正面から論じたものは管見する範囲には乏しいが、浅田ほか(1987)所収の英米の放送事業を紹介する6本の記事(pp92~113)が参考になる。

- ただし、ここではオルタナティブであることの意味を先鋭化させず、オルタナティブ・メディアの範囲を広くとり、「マス・メディア」に對置する語として「オルタナティブ・メディア」を使う。従来、こうした意味合いをもった言葉としては「ミニコミ」がしばしば用いられたが、ここでは、①「ミニコミ」が帯びている政治的含意(例えば、いわゆる「ニュースレター」類を「ミニコミ」とは普通呼ばない)と、②CATV 自主放送はテレビという巨大なメディアに対しては極端に小規模ではあるが、通常の「ミニコミ」とは受け手の規模がかなり違う、という点から、「ミニコミ」という言葉を避けることにする。
- 92) 「スーパーステーション(superstation)」、すなわちテレビ・ネットワークに属されない独立テレビ局が、他地域のCATVにチャンネル供給する行為も、この文脈で理解できる。つまり、既に(弱小局であるとはいえ)空中波テレビとしてマス・メディアの一翼を担っているチャンネルを供給することは、まったく新たにCATV専用のチャンネルを用意することに比べ、「マス・メディアとしての質」という視点から見るとは有利だからである。
- 93) CATV 側が積極的にあるチャンネルを導入しようとするれば、チャンネル供給料金をサブライヤーに支払うことになる。これに対し、チャンネル導入に消極的な特定のCATVでチャンネルを確保するためにはチャンネル・リースによって回線を借り受けなければならなくなる。当分の間は、CATV から供給料金を徴収しない限りチャンネル供給は成立し得ないと考えられるので、チャンネル・リースによるネットワーク形成は出現しないであろう。
- 94) 北海道・池田町の町営CATVや、RCVなどの状況を想起されたい。
- 95) こうした状況下では、社会学的視点からの分析が有効に働く。例えば、音好宏は大分県・大山町のMPIS施設設置を巡る町や住民の動きを、町政主導の「町おこし」運動の文脈で捉え、論じている(日本新聞学会1988年度秋季大会・個人研究発表)。
- 96) 例えば、石巻市では地元商工会議所が中心となって石巻テレビ放送(ITV)が設立され、1985年に施設許可を取りながら、開局に至らず、計画は暗礁に乗り上げている。
- 97) ただし、その場合にも「第5の民放ネットワーク」といってもよいテレビ東京系の「メガTONネットワーク」は再送信同意獲得が可能であろう。
- 98) これには競争調整の結果という側面と、地域名望家ならぬ地域有力企業にリスクを分散するという側面がある。そして企業の側からはパブリック・リレーションズ活動の一環として効果があると考えられるのである。
- 99) TCV 新宿は利用料を徴収しているが、月額わずか700円で、維持経費程度である。TCV 新宿だけでは自主放送の経費は全く捻出できない構造になっているが、財団としては他に収入があるので、自主放送の維持が可能になっている。

また、(勸)福岡ケーブルビジョンは、西日本ケーブルテレビ(株)にチャンネル・リースす

ることによって、自主放送チャンネルを確保している。

100)例えば、多摩 CCIS を論じた新井 (1977) は結論として「CCIS は、すでに技術的には完成し、いくつもの新しいコミュニケーション・メディアがその出番を待っている状態にある。その出現を抑制しているのは、コスト・パフォーマンスの問題だけである。」と述べたが、これは実験施設一般に対しても妥当する見解である。

文 献

- 浅田 彰ほか・編 (1987) : 『電腦進化論』(季刊 GS・たのしい知識 vol.5) ユー・ビー・ユー、180—79ps.
- 新井直之 (1977) : CCIS と住民意識. ソシオロジカ (創価大学社会学会)、1-1、38—53.
- 荒牧富美江 (1970) : 有線放送の展望. 立正大学女子短期大学部研究紀要、14、88—104.
- 石黒 公 (1984) : CATV 局の財務と経営. 田村紀雄・編著『ニューメディア行政』総合労働研究所、193—219.
- 伊藤陽一・大石 裕 (1986) : 日本における有線テレビ研究の現状——実証的研究を中心に——. 慶應義塾大学新聞研究所年報、27、67—88.
- 内川芳美・稲葉三男・編 (1982) : 『マスコミ用語辞典』東洋経済新報社、302ps.
- 桂 茂 (1972) : CATV (有線テレビ——その熱狂の行進——. YTV 情報産業研究グループ・編著『情報産業物語』現代教養文庫 (社会思想社)、177—205.
- 鯨井 陽 (1984) : 東急の CATV 事業について. フジミックス・編『ニューメディア日本——企業戦略編 II——』日刊工業新聞社、169—184.
- 小玉美意子 (1984) : CATV 局の番組とその地域性. 田村紀雄・編著『ニューメディア行政』総合労働研究所、220—244.
- 小松崎清介 (1974) : 自主放送は幻想か——CATV 第二世代の進む道——. 総合ジャーナリズム研究、69、29—34.
- 佐野匡男 (1983) : Hi-OVIS の現況と今後の展望. 地域開発、230、52—64.
- 白石俊己 (1988) : 上水道管理システム. 季刊 MPIS、40、38—44.
- 多喜弘次 (1983) : 地域生活情報媒体—CATV—の課題. 総合ジャーナリズム研究、103、120—128.
- 竹河信義 (1972) : 下田 CATV のすべて. 『こちら下田 CATV』放送ジャーナル社、7—11.
- 田村紀雄 (1976) : CATV 都市・網野. 『ひろばの思想——公園、緑地、風景の社会学』文和書房、110—123.
- 田村紀雄 (1983) : オルタナティブ・メディア. 田村紀雄・編著『地域メディア——ニューメディアのインパクト——』日本評論社、172—195.
- 電子通信学会・編 (1986) : 『CATV』オーム社、300ps.
- 都市の大規模有線テレビジョン放送に関する開発調査研究会 (1983 a) : 『都市の大規模有線テレビジョン放送に関する開発調査研究報告書——都市の大規模有線テレビジョン放送施設の最適システムに関する開発調査研究——』電波タイムズ社、180ps.

- 都市の大規模有線テレビジョン放送に関する開発調査研究会 (1983 b) : 『都市の大規模有線テレビジョン放送に関する開発調査研究報告書——国内通信衛星及び国内放送衛星利用する有線テレビジョン放送の可能性——』電波タイムズ社、117ps.
- 戸村栄子 (1987) : 放送外メディアがテレビ画面を侵食しはじめた. 総合ジャーナリズム研究、119、58—65.
- 中村善泰 (1987) : わが社の戦略(株)スターチャンネル. 『ケーブルビジネスの離陸』テレコム、134—137.
- 日本広告主協会 (1988) : 『第11次民放テレビ局エリア調査』日本広告主協会、217ps.
- 日本放送出版協会・編 (1988) : 『新版ニューメディア用語辞典』日本放送出版協会、325ps.
- ニューメディア開発協会 (1987) : 『Hi-OVIS 総合報告書要約編』ニューメディア開発協会、128ps.
- 藤岡伸一郎 (1974) : 池田 CATV をみる——ワインが産んだ自主放送網——. 総合ジャーナリズム研究、69、35—44.
- 放送ジャーナル社編集部 (1988) : まだ当分は続く開局ブーム——多チャンネル型 CATV 26社の概況——. 放送ジャーナル、1988年12月号、27—29.
- 松平 恒 (1987) : 新しい時代にむかってわが国の CATV を考える. 『ケーブルビジネスの離陸』テレコム、16—33.
- 松平 恒 (1988) : スペース・ケーブルネット時代を目指すプログラムサプライヤーの現状と課題. 放送ジャーナル、1988年12月号、30—32.
- 榎山真一 (1987) : 逗子披露山庭園邸宅地と鶴川緑山住宅地. 『ケーブルビジネスの離陸』テレコム、168—173.
- 安井忠次 (1974) : 北海道における有線テレビ (CATV) とその社会的機能. 札幌静修短期大学紀要、5、31—36.
- 柳井道夫 (1975) : 地域コミュニケーション組織の再編と展開. 成蹊大学文学部紀要、26、45—67.
- 山田武志 (1987) : LCV の現況と将来展望. 『ケーブルビジネスの離陸』テレコム、154—161.
- 山田晴通 (1988 a) : 「町のテレビ局」郡上八幡テレビの素顔. CATV 研究資料センター紀要、5、15—22. (初出、「CATV 自主放送のルーツ」総合ジャーナリズム研究、123、44—53. に加筆修正)
- 山田晴通 (1988 b) : 「村のニューメディア」農村型 CATV. 地理、33-11、40—48.
- 山田晴通 (印刷中) : 長野県における CATV の普及とその意義. 『情報地理学と情報の地域構造 (仮題)』大明堂、231—242.
- 山田晴通 (投稿中) : JCTV の事業展開と経営的成功の背景. 新聞学評論、38.
- DUTTON, William H., BLUMLER, Jay G. & KRAEMER, Kenneth L., eds. (1986) : Wired Cities: Shaping the Future of Communication. G. K. Hall, 492ps.
- GOULD, Peter & LYEW-AYEE, Anne (1985) : Television in the Third World: A High

Wind on Jamaica. BURGESS, Jacquelin & GOLD, John R. eds. "Geography, The Media & Popular Culture" Croom Helm, pp33~62.

謝 辞／献 辞

本稿執筆に際し、CATV 研究資料センター (CATV-RIC) のスタッフ諸氏には多くのことを御教示頂き、資料の閲覧等にも格別の配慮を頂戴した。記して感謝の意を表す。また、本稿自体は総論的色彩の強い議論であり、特定のフィールドワークを行ったわけではないが、文中にも登場する多数の CATV への聞き取り調査の成果が散りばめられている。いちいち名前はあげられないが、インフォーマントとして筆者の CATV 研究に御協力頂いた方々すべてに改めてお礼を申し上げたい。

さて、本学名誉教授・山田忠宏先生は、筆者にとって、「やや年長の伯父」の如き方である。親族関係はないものの同姓である上、出身地が隣県(先生が佐賀県、筆者が福岡県)ということもあって、常々親しみと懐かしさにも似た思いをもって接させて頂いている。甚だ心許ない拙論ではあるが、先生の古希のささやかなお祝いとしてこの論文を献呈申し上げたい。